Pension Fund Association
企業年金連合会

中途脱退者等移受換の事務処理について

平成27年度

目　次

はじめに ・・・・・・・P．3
1．企業年金のポータビリティ ・・・・・・・P．4
2．連合会の「通算企業年金」について ・・・・・・・P．8
3．中途脱退者等の事務処理 ・・・・・・・P．16
　Ⅰ.連合会への移換申出事務 ・・・・・・・P．16
　Ⅱ.企業年金等への移換申出事務 ・・・・・・・P．22
4．参考 ・・・・・・・P．27

はじめに

　この説明会は、厚生年金基金及び確定給付企業年金の中途脱退者等移受換の事務に係るものです。

　年金事務ご担当者の皆様に企業年金連合会（以下、「連合会」という。）への移換事務についてご理解頂き、中途脱退者の脱退一時金相当額の企業年金制度間のポータビリティが円滑に実施されることを目的としております。

　この説明会では厚生年金基金及び確定給付企業年金のご担当者様が同席されているため、

　　両制度を合わせた言葉として「企業年金等」、

　　厚生年金基金の「加入員」、確定給付企業年金の「加入者」を「加入者等」、

　　厚生年金基金の「老齢年金給付金」、確定給付企業年金の「老齢給付金」を「老齢給付金等」、

　　連合会移換の原資を「積立金等」

　として説明いたしますので、どうぞあらかじめご了承ください。

1. 企業年金のポータビリティ

- 企業年金等の中途脱退者は、他の企業年金（厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金、連合会）へ脱退一時金相当額を移換できます（平成17年10月施行）。

- 中途脱退者の選択により、脱退一時金相当額を連合会へ移換した場合、連合会は移換された脱退一時金相当額を原資として、将来、終身にわたって年金（通算企業年金※）を支払います。

※通算企業年金についてはP.8～9をご参照下さい。

中途脱退者とは

◆中途脱退者は次のすべてを満たした方です

① 企業年金等の加入者等の資格を喪失している

② 資格喪失日において当該企業年金等が支給する老齢給付金等の受給権を有しない

③ 加入者等であった期間が20年未満かつ規約で定める期間に満たない

※ただし、次の場合は脱退一時金相当額を移換することはできません。

- 脱退一時金相当額の移換を終了しない間に、老齢給付金等の受給権を取得した場合
- 脱退一時金相当額の移換を終了しない間に、死亡した場合
- 脱退一時金相当額の移換を終了しない間に、再び移換元制度の加入者等資格を取得した場合
- 資格喪失日から起算して1年を経過する日までに申出しなかった場合

ポータビリティのイメージ

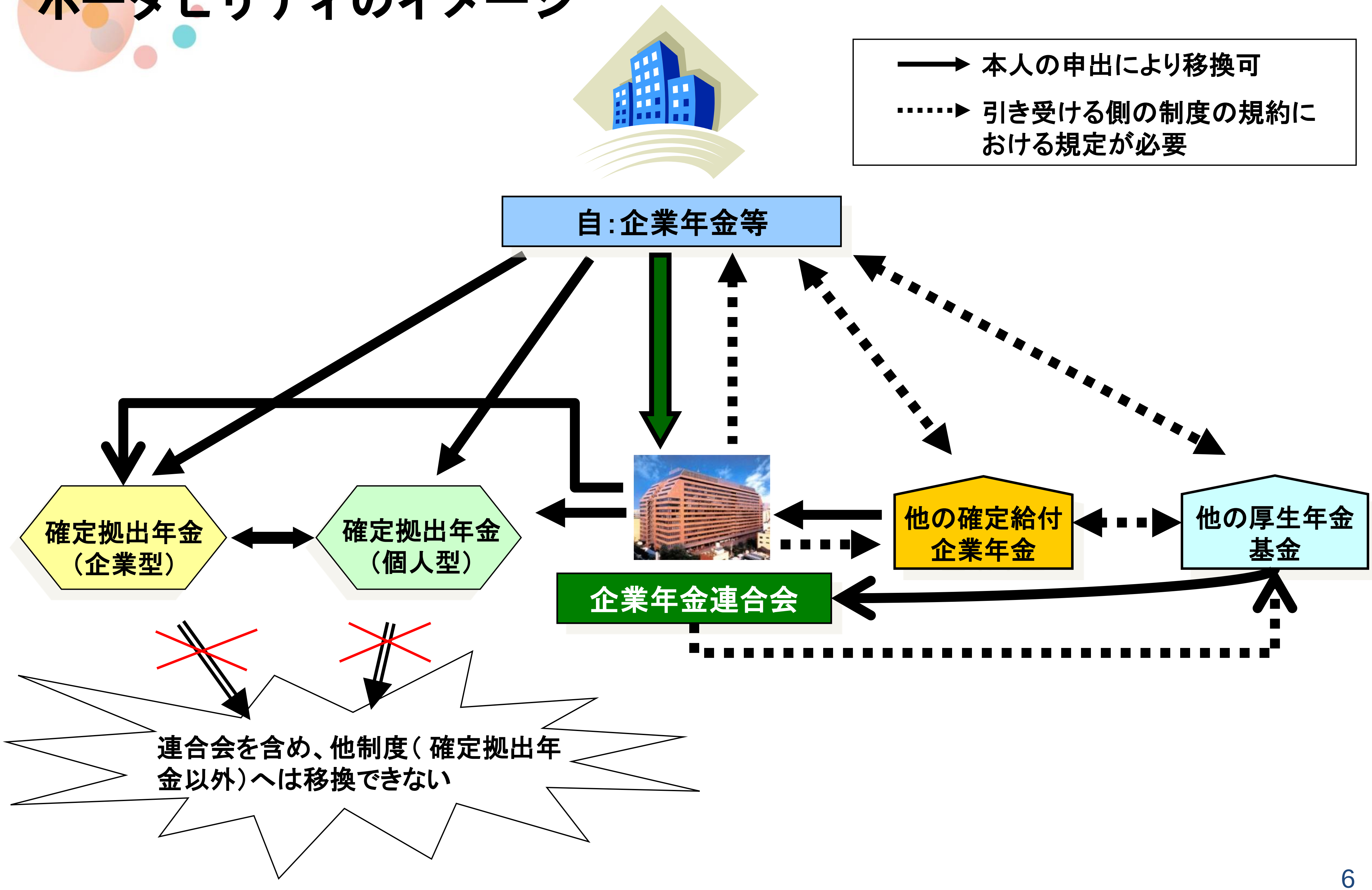

脱退一時金の選択の流れ

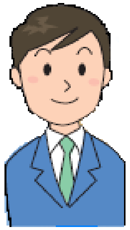

資格喪失

企業年金等を中途脱退
（脱退一時金の支給がある場合）

→ 一時金を希望

・本人が脱退一時金を受取る

↓

年金を希望 → ・再就職先の制度へ
移換する

脱退一時金相当額を
・確定給付企業年金へ移換する※
・厚生年金基金へ移換する※
・確定拠出年金（企業型）へ移換する

※あらかじめ、移換先の規約に移換を
受けることができる旨を定めている
場合に移換が可能

↓

・再就職しない
・再就職先の制度に移換しない
・再就職先に企業年金制度がない
・再就職先に企業年金制度はあるが、移換できる
旨の規約がない

↓

脱退一時金相当額を
企業年金連合会へ移換する＊

・脱退一時金相当額を
国民年金基金連合会へ移換する
（確定拠出年金（個人型）に加入する）

＊ 再就職先に企業年金制度がある場合でも企業年金連合会に移換することは可能

2．連合会の「通算企業年金」について

通算企業年金の特徴

- **生涯にわたって年金を支給（終身年金）**
- **保証期間付き（支給開始年齢から原則満80歳まで）**
  - ・支給の手続き時又は支給開始後保証期間内であって、一定の事情がある場合は、本人の選択により、残りの保証期間に応じて選択一時金を支給
  - ・支給開始前又は支給開始後保証期間内に亡くなられた場合は、残りの保証期間に応じて遺族の方に死亡一時金を支給
- **原則として65歳（老齢厚生年金同様、性別及び生年月日に応じて60歳から65歳に段階的に引上げ）から支給**
  - ・希望により本来の支給開始年齢よりも早く受け取ることが可能（但し、受給期間が長くなるため年金額は減額された額となる）
  - ・本来の支給開始年齢を超えて脱退一時金相当額を移換された場合は、移換された月の翌月分から年金を支給
- **年金額を算定する際の予定利率は、1.50～2.25%**
  - **・資格喪失日が平成26年10月1日以降の場合は、連合会が移換を受けた時の年齢に応じて1.50～2.25%**
  - **・資格喪失日が平成26年9月30日以前の場合は、2.25%**
- **移換された脱退一時金相当額から、事務費（ 定額事務費 ＋ 定率事務費 ）を控除**

◇選択一時金や死亡一時金は、脱退一時金相当額をお預かりしてから受け取られるまでの期間が短い場合は、お預かりした金額を下回る場合があります。

通算企業年金のイメージ

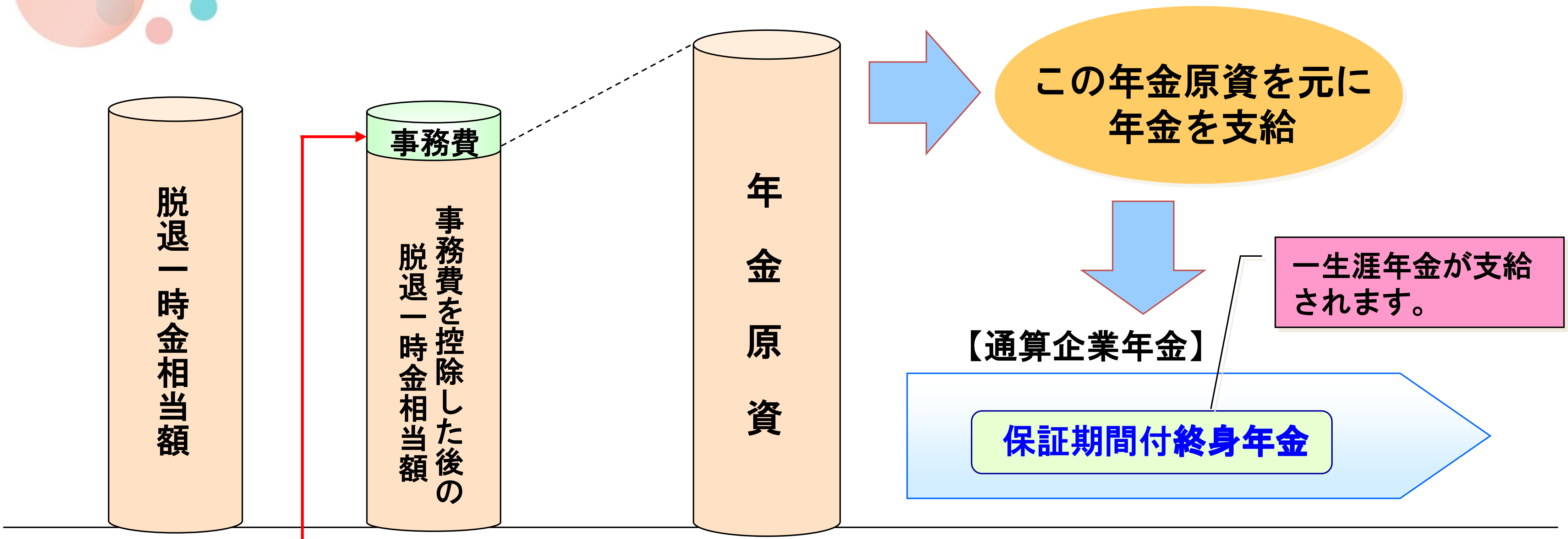

事務費（上限34,100円）＝ 定額事務費（一律1,100円）＋ 定率事務費（上限33,000円）

※　定率事務費は移換された脱退一時金相当額や年齢などにより異なります。

※　脱退一時金相当額が定額事務費（一律1,100円）以下の場合は移換できません。

※　年金額は移換された脱退一時金相当額から事務費を差し引いて求めています。

◆予定利率1.50～2.25％で年金額を算定

移換時年齢	予定利率
45歳未満	2．25％
45歳以上55歳未満	2．00％
55歳以上65歳未満	1．75％
65歳以上	1．50％

【参考】 予定利率について （Q&A）

Q1：通算企業年金の予定利率はどのように決まるのか？

A1：長期国債の応募者利回りの動向を勘案した年金給付等積立金の運用収益に係る予測に基づき、定めることとしています。従って、今後変更となることもあります。

Q2：連合会に移換した後、予定利率が変われば年金額も変わるのか？

A2：連合会から他の企業年金制度に移換されない限り、加入資格喪失時点での予定利率が適用されますので、たとえ連合会に移換後に予定利率が変更されても、それによって年金額が変わることはありません。

事務費について

事務費（上限34,100円）

〇移換時に脱退一時金相当額から控除されます。

定額事務費（一律1,100円）

〇移換申出の受付や移換完了通知書の送付等の事務経費に
　充てられます。

定率事務費（上限33,000円）

〇データ管理や年金の振込み等の事務経費に充てられます。

〇移換時の年齢や性別、脱退一時金相当額に応じて計算されます。

--参考--

◇移換申出後にその申出が取消された場合、その後のデータ管理や
年金の振込み等の事務経費は不要となるため、定率事務費については
全額返還されます。

◇既に脱退一時金相当額が連合会で管理されている方が、その後、追加で
脱退一時金相当額を移換する場合、改めて年金の振込みに要する事務
経費を頂く必要はないため、定率事務費は軽減されます。

選択一時金について

選択一時金とは、以下の事情がある場合に限り、通算企業年金に代えて一時金として支給するものです。

（ア）　受給権者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
（イ）　受給権者がその債務を弁済することが困難なこと。
（ウ）　受給権者が心身に重大な障害を受け、又は長期間入院したこと。
（エ）　その他（ア）～（ウ）に準ずる事情がある場合

選択一時金の支給

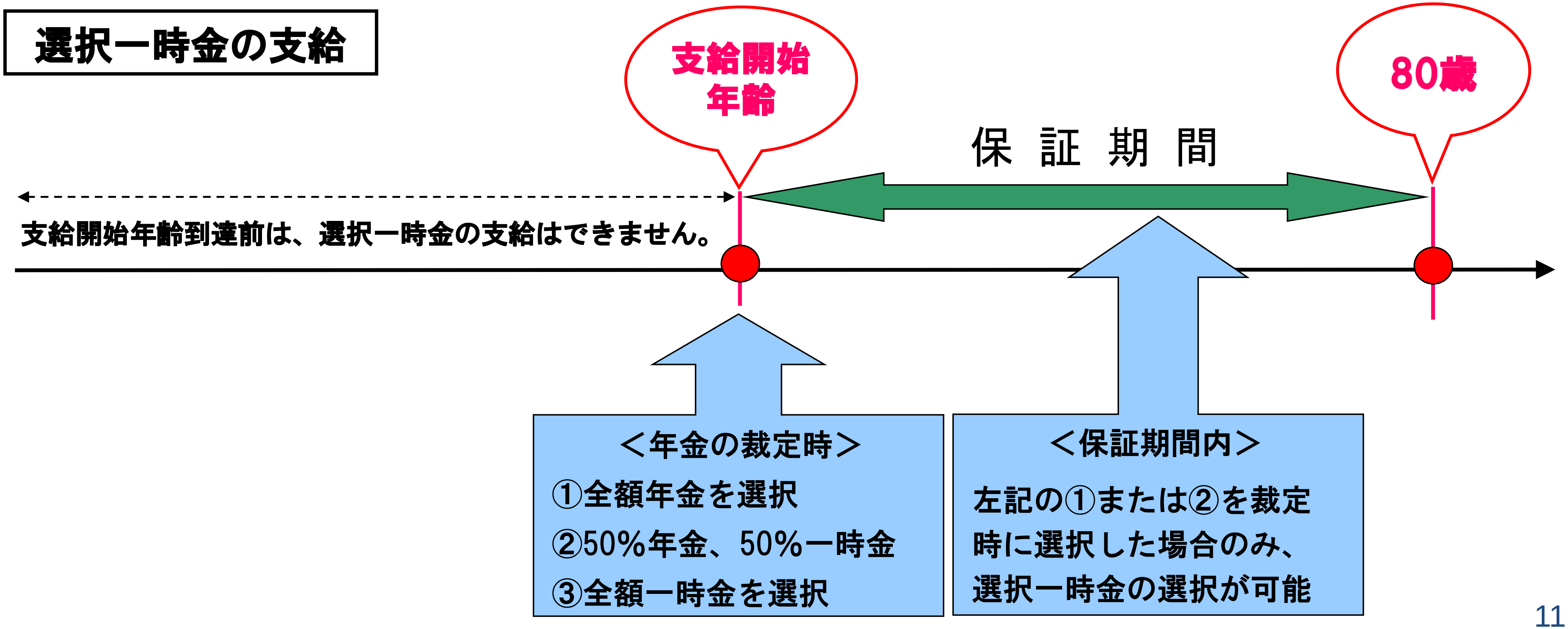

選択一時金及び死亡一時金の最低保証額について

選択一時金

◇脱退一時金相当額をお預かりしてから裁定請求（選択一時金の選択）までの期間が短いと、選択一時金の額が、お預かりした脱退一時金相当額（事務費控除前の額）を下回る場合があります。

◇ただし、裁定請求と同時に全額一時金として選択した場合に、選択一時金の額が事務費控除後の脱退一時金相当額を下回ったときには、事務費控除後の脱退一時金相当額が最低保証額として保証されます（企業年金連合会規約第57条第1号）。

死亡一時金

◇脱退一時金相当額をお預かりしてから死亡するまでの期間が短いと、死亡一時金の額が、お預かりした脱退一時金相当額（事務費控除前の額）を下回る場合があります。

◇ただし、支給開始年齢到達前に死亡した場合に、死亡一時金の額が事務費控除後の脱退一時金相当額を下回ったときには、事務費控除後の脱退一時金相当額が最低保証額として保証されます（企業年金連合会規約　第53条第1号）。

保証期間とは

６５歳以降支給開始の通算企業年金の保証期間

保証期間とは、支給開始年齢から80歳に達するまでの期間のことを指し、その間に亡くなられたり、年金での受け取りから一時金での受け取りに変更した場合に、残りの保証期間に応じて、死亡一時金や選択一時金を受け取ることができます。

ただし、支給開始年齢が65歳以降の場合（65歳以降に脱退一時金相当額を移換された場合）は、保証期間は右記の通りとなります。

支給開始年齢（歳）	保証期間（年）
65	15
66	14
67	13
68	12
69	11
70	10
71	9
72	9
73	8
74	8
75	7
76	7
77	6
78	6
79	5
80	5
81	4
82	4
83	3
84	3
85	2
86	2
87 以上	1

支給開始年齢について

平成12年の法律改正により、老齢厚生年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられていますが、同様に通算企業年金の支給開始年齢についても、生年月日に応じて60歳から65歳に段階的に引き上がります（企業年金連合会規約　第48条第2項および附則第10条）。

男性

生年月日	支給開始年齢
～昭和28年4月1日	60歳
昭和28年4月2日～昭和30年4月1日	61歳
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日	62歳
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日	63歳
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	64歳
昭和36年4月2日～	65歳

女性

生年月日	支給開始年齢
～昭和33年4月1日	60歳
昭和33年4月2日～昭和35年4月1日	61歳
昭和35年4月2日～昭和37年4月1日	62歳
昭和37年4月2日～昭和39年4月1日	63歳
昭和39年4月2日～昭和41年4月1日	64歳
昭和41年4月2日～	65歳

繰上げ請求について

支給開始年齢が６１歳以上の方は、本人の選択により本来の支給開始年齢よりも早く受け取ることができます（６０歳以降）。ただし、年金を受け取る期間が長くなるため、この場合の年金額は減額されます（企業年金連合会規約　附則第12条）。

なお、請求を繰り上げた場合も保証期間の終了する年齢に変更はないため、繰り上げた期間分、保証期間が延びることになります。

繰上げ請求時の年金額のイメージ

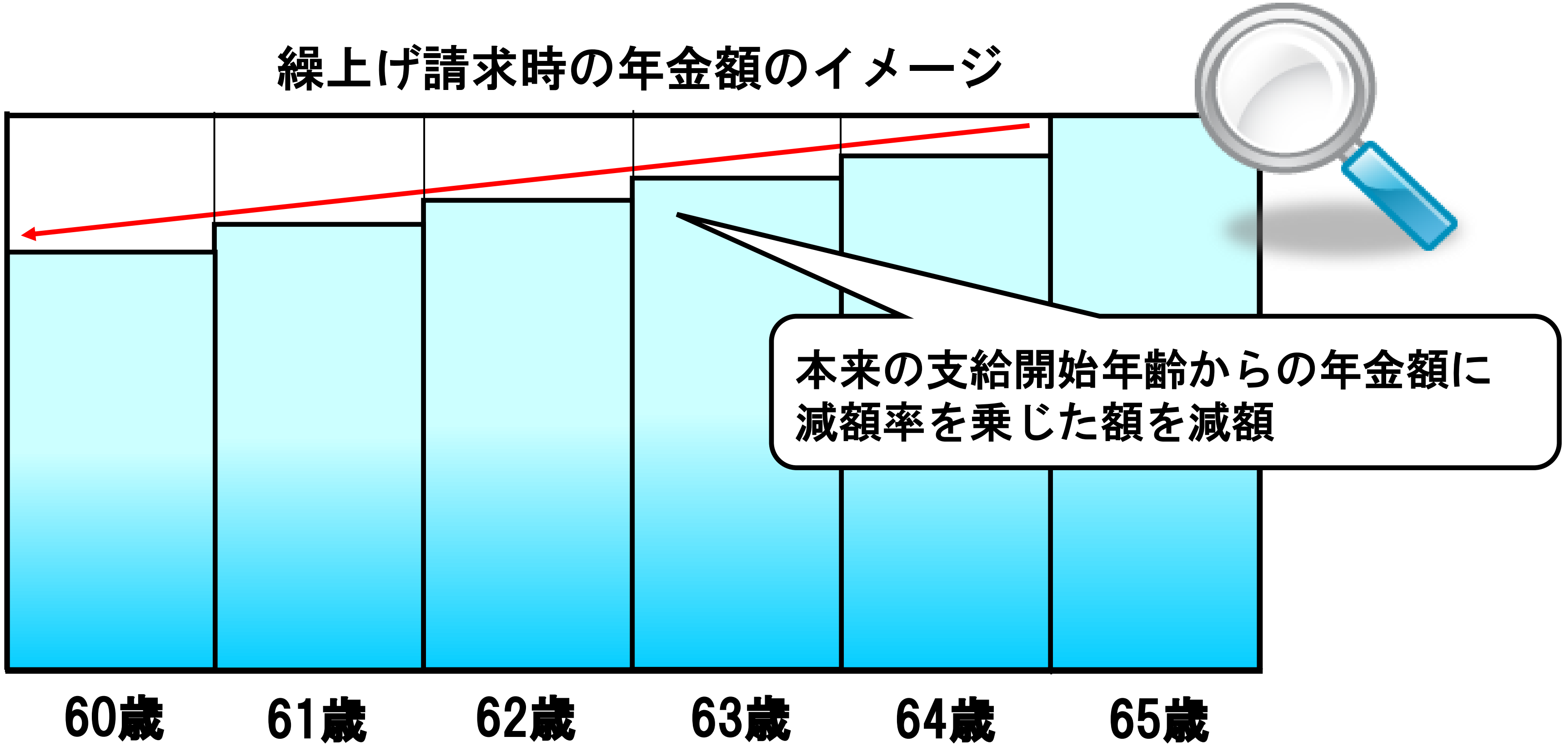

3．中途脱退者等の事務処理

Ⅰ 連合会への移換申出事務

脱退一時金相当額を連合会に移換する場合の流れ

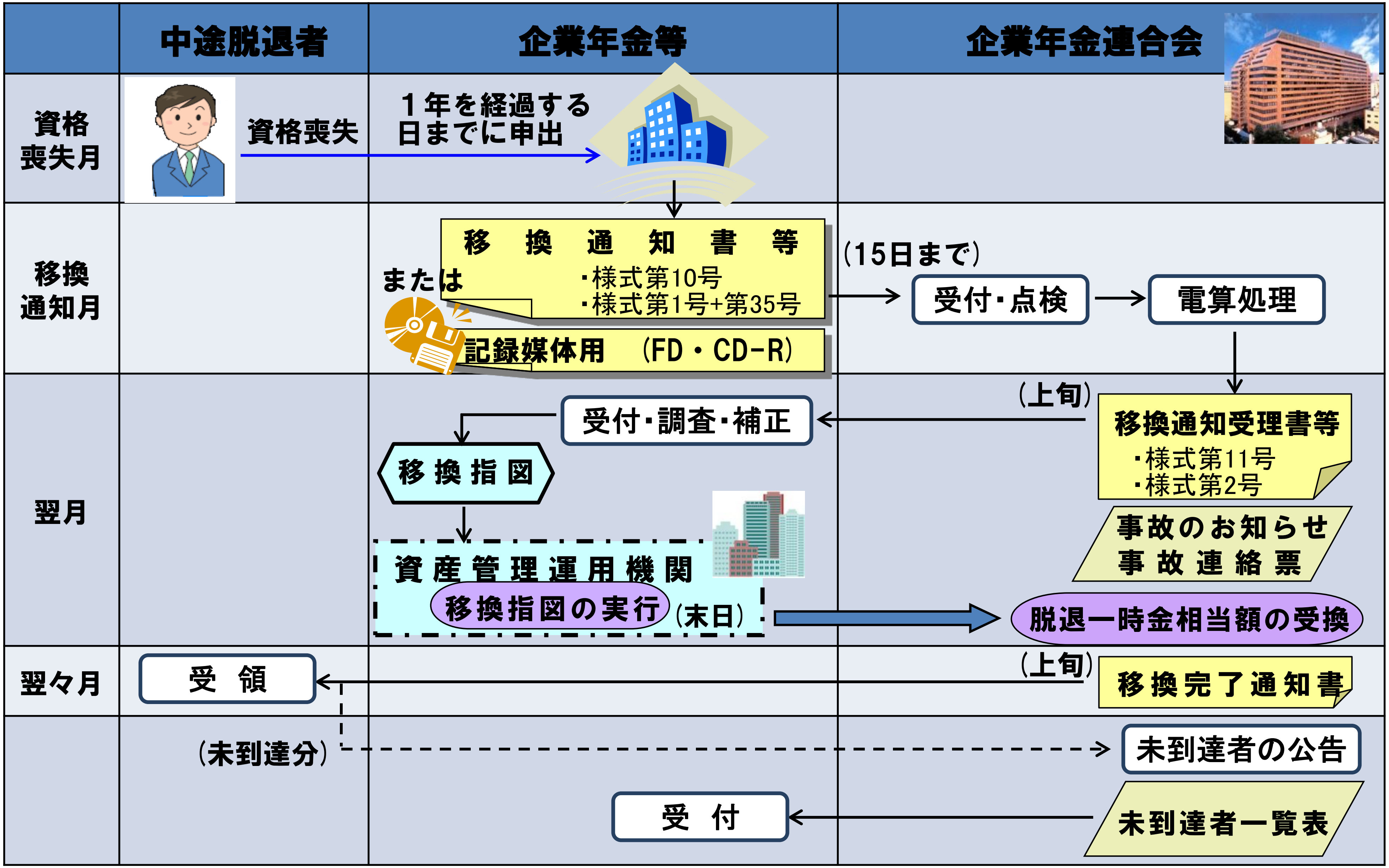

資格喪失時の説明義務

資格喪失時には、以下の事項について資格喪失者に説明する義務があります。

（「企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則について」平成17年7月5日付年企発第0705001号）

通算企業年金のおすすめ

① 移換申出期限

② 脱退一時金相当額及びその算定基礎期間

③ 脱退一時金の選択肢について（Ｐ.7参照）

④ 企業年金連合会、国民年金基金連合会の制度概要等

⇒ 企業年金連合会については「通算企業年金のおすすめ」のパンフレットをご活用下さい。

⑤ 退職に伴い加入者資格を喪失した者が脱退一時金を受給する場合は、退職所得控除が適用される旨

⑥ 確定給付企業年金の本人拠出相当額は拠出時に課税（生命保険料控除）、給付時に非課税となっているが、確定給付企業年金から厚生年金基金または確定拠出年金へ脱退一時金相当額を移換した場合は、給付時も課税される旨

なお、改正法施行通知（局長通知　平成26年3月24日年発0324第1号）において、企業年金等の中途脱退者に対して脱退一時金相当額の移換について説明するにあたっては、連合会が作成しているパンフレットの活用等を通じ、わかりやすく説明することが求められております。

企業年金等から連合会へ提出する書類

書き方のポイントは
4.参考に添付しています。
書類作成の際は
ぜひご参照ください。

確定給付企業年金（資料P.29）

「（様式第10号）中途脱退者脱退一時金相当額移換通知書」

厚生年金基金（資料P.47～48）

「（様式第1号）厚生年金基金中途脱退者脱退一時金相当額移換申出書」及び「（様式第35号）厚生年金基金加入員台帳」

原則として、移換申出は中途脱退者が企業年金等の加入者等の資格を喪失した日から起算して、１年を経過する日以後、最初に到来する１５日までに行います。

なお、書類不備等があった場合の対応の為、できるだけ５日までに申出いただきますようお願いいたします。

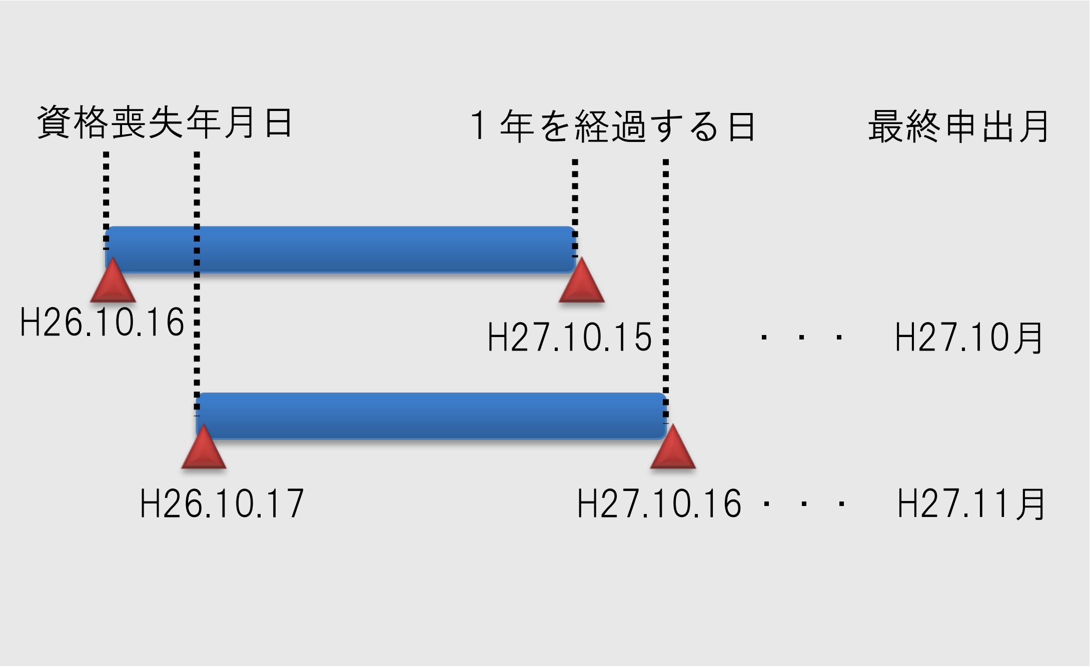

連合会で移換の処理が完了した後に企業年金等へ送付する書類及び事務

確定給付企業年金 （資料P.32～33）

「（様式第11号）中途脱退者脱退一時金相当額移換通知受理書及び付表」

厚生年金基金 （資料P.50～51）

「（様式第2号）厚生年金基金中途脱退者脱退一時金相当額移換受理通知書及び付表」

企業年金等から届出された「移換通知書等」（様式第10号又は様式第1号及び第35号）に基づき、連合会で電子計算処理等のプロセスを経て、翌月上旬に上記の「移換通知受理書等」（様式第11号又は様式第2号）を企業年金等へ送付します。

「移換通知受理書等」を受けた企業年金等は、その「移換通知受理書等」を受けた日の属する月の末日までに脱退一時金相当額を連合会へ移換するよう、資産管理運用機関・受託機関へ指図します。

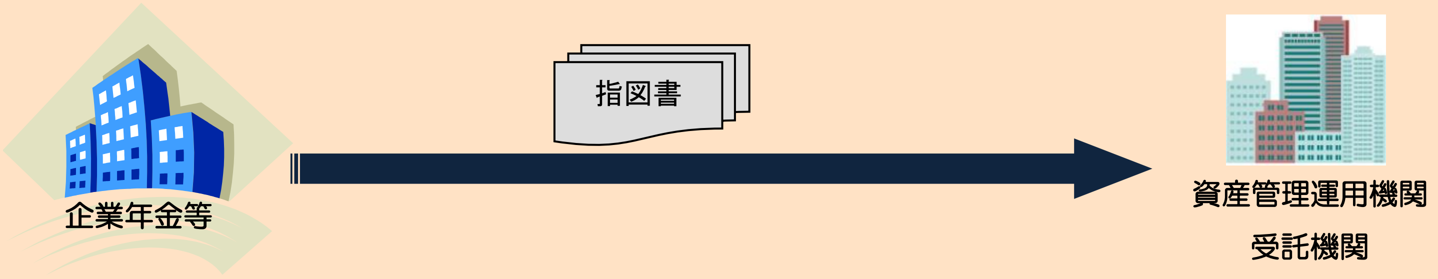

中途脱退者への通知

移換完了通知書(通算企業年金の支給について)

（表面）

移換完了通知書(通算企業年金の支給について)

あなた様が加入していた企業年金から、脱退一時金相当額を　平成26年5月31日　付で企業年金連合会がお受けしましたので、通算企業年金を支給開始年齢から終身にわたり支給することをお知らせします。

平成26年6月1日　企業年金連合会

1．氏名　レンゴウカイ　タロウ　連合会　太郎

2．基礎年金番号　2222-12345X

3．脱退一時金相当額を連合会に移換した企業年金の名称

○×△企業年金基金　〈 00012X 〉

4．移換された脱退一時金相当額　1,500,000　円

5．将来支払われる通算企業年金額(年間の支払見込額)　160,925　円

6．支給開始年齢　65　歳

7．保証期間　80歳到達まで

＊「移換完了通知書」は、あなた様に将来支払われる年金の情報が記載されている重要な書類ですので、国の年金手帳等とともに大切に保管してください。(同封のパンフレット「年金の請求と各種届出等について(重要)」も一緒に保管してください。)

＊上記の「移換完了通知書」に記載されている内容に誤りや不明な点がありましたら、企業年金連合会にご連絡ください。

＊住所・氏名を変更した場合は、その都度、同封の「年金の請求と各種届出等について(重要)」を参照のうえ、住所・氏名変更届を企業年金連合会へご送付ください。

105-8722
港区　芝公園　△△△

連合会　太郎　様

《お問合せ、各種届書の送付先》
〒105-8772
港区芝公園2-4-1 芝パークビルＢ館10階
企業年金連合会
年金サービスセンター　年金相談室　宛
電 話　0570-02-2666
※IP電話・PHSからは「03-5777-2666」にお電話ください。

中途脱退者へ脱退一時金相当額の移換を受けた旨を記載した「移換完了通知書」を、移換を受けた日の属する月の翌月上旬（＝申出月の翌々月上旬）に送付します。

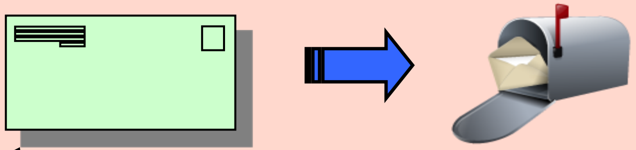

封筒で送付

＋

（プラス）

- ・外国人で海外に居住されている方につきましては、移換完了通知書の見方についての外国人向けリーフレットを同封し送付しています。
- ・また国内居住の外国人の場合は申出時に依頼をしていただければ、外国人向けリーフレットを同封いたします。

※現在、五ヶ国語(英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語)の外国人向けリーフレットがあります。

移換完了通知書の未到達

本人宛てに送付した「移換完了通知書」が住所不明等で連合会に返送されたときには、連合会では、該当者を公告（ＨＰへの掲載及び事務所内への掲示）するとともに、「通算企業年金・移換完了通知書未到達者一覧表」を企業年金等へ送付します。

通算企業年金･移換完了通知書未到達者一覧表

1 ページ

通算企業年金・移換完了通知書未到達者一覧表

（平成23年3月通知）

〒

○×企業年金基金

<00012X>

確定給付企業年金事業主　殿
企業年金基金理事長　殿

移換完了通知書未到達者一覧表を送付します。
住所が判明したときは、太枠の新住所欄に記入の上、一部を連合会へ返送してください。
なお、氏名変更が判明したときは、訂正届を併せて提出してください。

規約番号又は基金番号　00012X 号

項番	基礎年金番号	加入者氏名	性別	生年月日	未到達住所 / 新住所
1	2222-12345X	連合会　太郎	男	昭和48. 5. 5	160-0023　新宿区西新宿●－●－●
					222-2222　神奈川県○○市×××　2-2

企業年金連合会

新しい住所が判明した場合には、新住所欄に記入のうえ、一部を連合会に返送して下さい。

訂正処理完了後、連合会から改めて「移換完了通知書」を送付します。

同時に氏名変更が判明した場合には、訂正届（様式第14号及び第14号付表（P.41～42）又は様式第6号（P.62））を併せて提出して下さい。

Ⅱ 企業年金等への移換申出事務

資格取得者の移換申出を取りまとめて積立金等を連合会から受換する場合の流れ

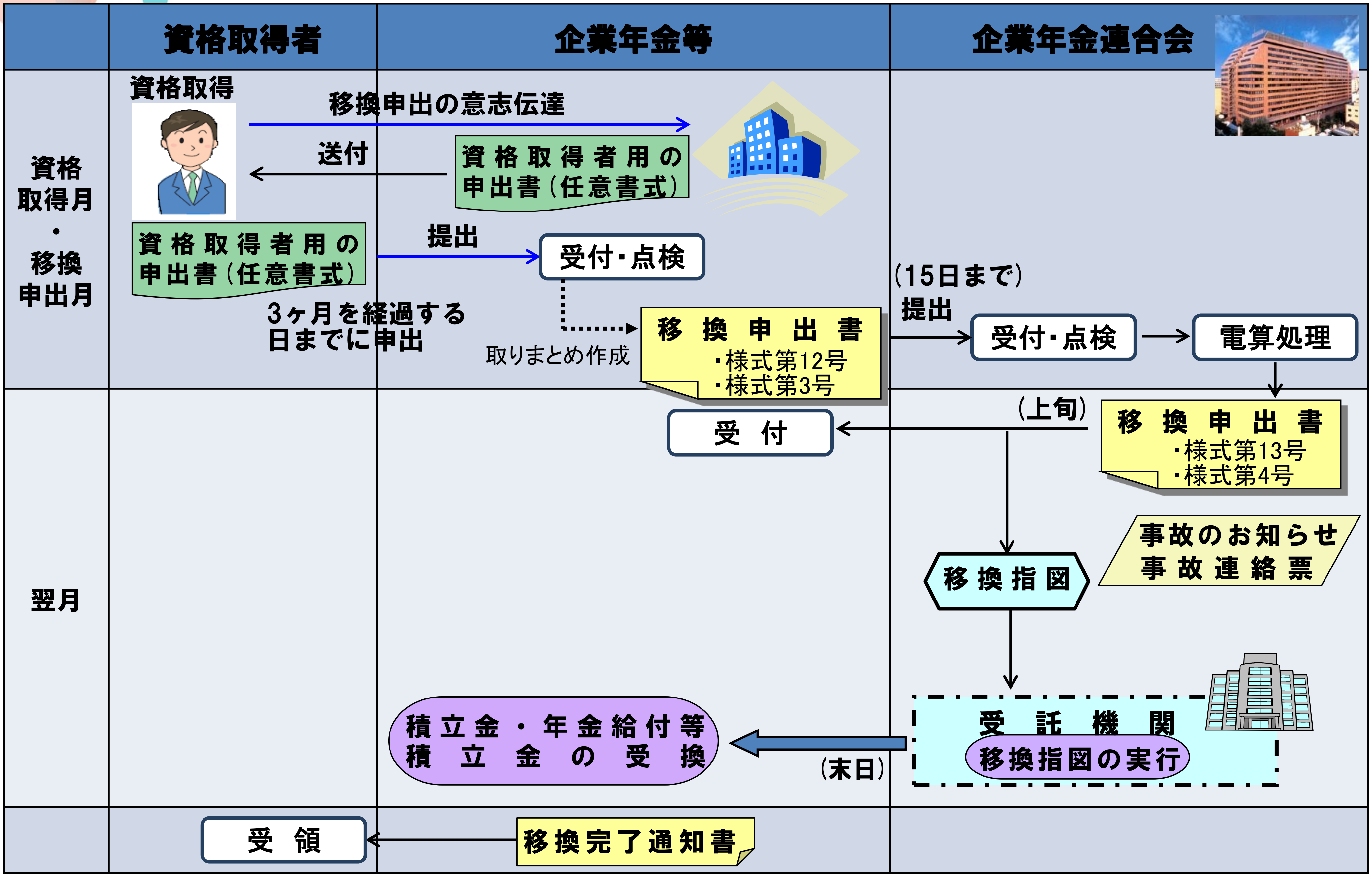

資格取得時の説明義務

資格取得時には、以下の事項について資格取得者に説明する義務があります。

（「企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則について」平成17年7月5日付　年企発第0705001号より）

① **給付に関する事項**

② **移換申出期限と移換申出の手続き**

⇒　申出期限は、該当者が資格取得してから3ヶ月以内に行うこととされていますので、企業年金等において資格取得年月日が正しいかどうか、確認をお願いします。

<本人申出の注意事項>

以下の項目についてご本人にお知らせください。

・加入している企業年金等の規約番号または基金番号
・加入している企業年金等の名称

③ **脱退一時金相当額を移換された場合、企業年金等の加入者等期間に算入する期間及びその算定方法**

④ **加入者等期間が1年未満である者について、算定基礎期間を通算しないことを定めている場合は、その旨及びその概要**

⑤ **制度変更を検討している場合で、その変更内容等を加入者等や受給権者に説明している場合には、それと同様の内容**

積立金等の移換申出

移換申出の手続きは、加入者等本人が移換元である連合会に対して行います。
ただし、企業年金等があらかじめ連合会へ登録している場合は、連合会ではなく移換先である企業年金等へ移換の申出をします。

申出方法の選択には次の2つがあります

① 企業年金等が加入者等本人の申出を取りまとめて連合会へ申出をする（＝事前に連合会へ登録）

② 加入者等本人が直接連合会に申出をする

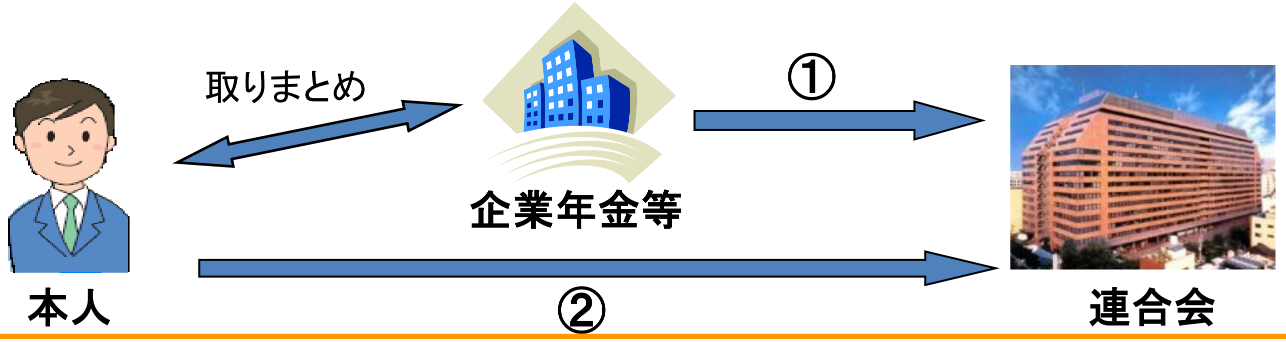

--参考--

【企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則】

第4　連合会から企業年金制度へ積立金を移換する場合の申出について

連合会から年金給付等積立金又は積立金を企業年金制度又は国民年金基金連合会へ移換する場合であって、当該企業年金制度又は国民年金基金連合会があらかじめ連合会に登録している場合にあっては、中途脱退者等は当該企業年金制度又は国民年金基金連合会に対して移換の申出を行い、これを受けて当該企業年金制度又は国民年金基金連合会から連合会へ移換の申出を行うこと。

企業年金等から連合会へ提出する書類

確定給付企業年金 （資料P.36）

「(様式第12号)中途脱退者等積立金、年金給付等積立金移換申出書」

厚生年金基金 （資料P.54）

「(様式第3号)中途脱退者等支給義務の移転、年金給付等積立金、積立金移換申出書(厚生年金基金)」

加入者等は、企業年金等の資格を取得した日から起算して３ヶ月を経過する日までに、加入した企業年金等へ申出を行います。

加入者等の申出を受けた企業年金等は、申出があった日の翌日以後最初に到来する１５日までに連合会に申出をすることとなっています。

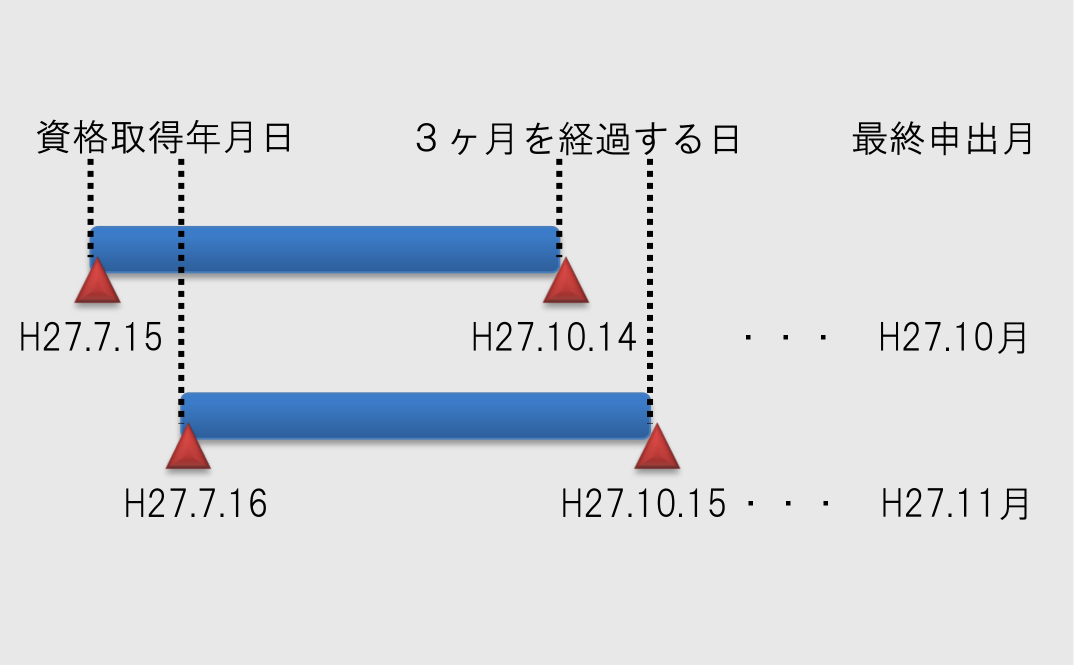

連合会で移換の処理が完了した後に企業年金等へ送付する書類及び事務

確定給付企業年金 （資料P.37）

「(様式第13号)中途脱退者等積立金、年金給付等積立金移換申出書(確定給付企業年金)」

厚生年金基金 （資料P.57）

「(様式第4号)中途脱退者等年金給付等積立金、積立金移換申出書(基金分)」

企業年金等から届出された「移換申出書」（様式第12号又は様式第3号）に基づき、連合会で電子計算処理等のプロセスを経て、翌月上旬に「移換申出書」（様式第13号又は様式第4号）を企業年金等へ送付します。

「移換申出書」を受けた企業年金等は、その「移換申出書」を受けた日の属する月の末日までに積立金等を連合会から受換するように、資産管理運用機関・受託機関へ指図します。

また、積立金等の受換を確認したら「移換完了通知」を加入者等へ送付します。

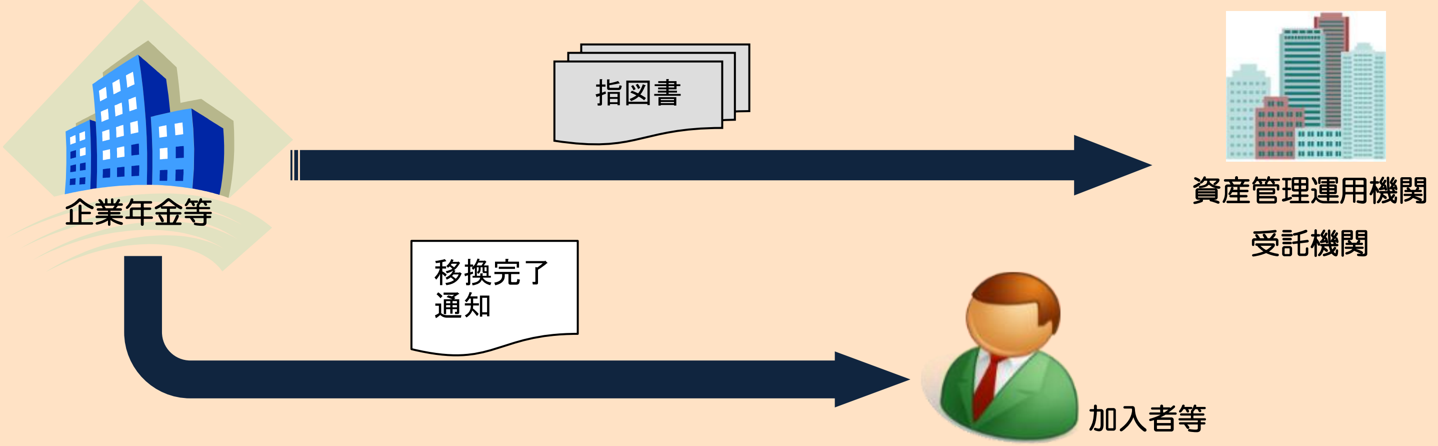

4. 参考

手続きのため連合会にお届けいただく帳票の書き方や、当連合会からお送りする帳票の見方などを掲載しております。今後の事務のご参考にご利用ください。

確定給付企業年金用には「右」に「確定給付」、厚生年金基金用には「左」に「厚年基金」と見出しが付いております。

厚年基金

確定給付

確定給付企業年金	P.28～P.46
厚生年金基金	P.47～P.75

登録届兼変更届

§ 登録届兼変更届（様式第18号）

様式第18号
企業年金連合会
年金サービスセンター長　殿

登録届兼変更届（確定給付企業年金）

規約番号・基金番号						
（会員番号）						
事業主又は基金の名称						

項　目	内　容	変更箇所
確定給付企業年金実施事業所の事業主又は企業年金基金の名称（規約型にあっては代表となる事業主の名称）	(ﾌﾘｶﾞﾅ)	
担当部署名		
所在地	〒	
電話番号		
総幹事受託機関（資金決済業務を委託している受託機関）の名称		
連合会から積立金等の移換ができるか否か	（　）移換できる （　）移換できない	
連合会から積立金等の移換ができる場合	（　）全ての積立金等を移換する （　）厚生年金基金由来の年金給付等積立金等のみ移換する （　）確定給付企業年金由来の積立金のみ移換する	
連合会から積立金等の移換を受ける場合の手続き	（　）事業主又は基金が中途脱退者の申出を取りまとめて連合会に申出をする （　）中途脱退者が直接連合会に申出をする	

登録届として提出される際には、「規約番号の確認が出来る書類」（※）の写し及び「設立年月日の確認が出来る書類」（※）の写しを添付の上ご提出願います。

（※）設立認可時の書類等で確認することができます。

また、名称や所在地等に変更があった場合には、その都度、変更届のご提出をお願いいたします。

連合会　⇒　確定給付企業年金への移換に関する項目です

『事業主又は基金が中途脱退者の申出を取りまとめて連合会へ申出をする』

を選択している場合は、加入者は確定給付企業年金（事業主または企業年金基金）へ移換申出の手続きを申し出ます。

確定給付

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知書

§ 中途脱退者脱退一時金相当額移換通知書（様式第10号）

様式第10号

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知書（確定給付企業年金）

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号)附則第46条第1項の規定により、下記の中途脱退者から脱退一時金相当額の企業年金連合会への移換の申出を受けましたので通知します。

平成　　年　　月　　日

事業主又は企業年金基金の住所及び名称

代表者又は理事長名　　印

企業年金連合会理事長殿

記

規約番号又は基金番号		件数	

基礎年金番号	(ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏　名	性別	生年月日	資格喪失年月日
脱退一時金相当額	脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間	中途脱退者が負担した掛金がある場合は、本人拠出相当額		
住所				
		男 01 女 02	昭5 平7	平7
円	ヶ月	円		
〒　　－				
		男 01 女 02	昭5 平7	平7
円	ヶ月	円		
〒　　－				
		男 01 女 02	昭5 平7	平7
円	ヶ月	円		
〒　　－				
		男 01 女 02	昭5 平7	平7
円	ヶ月	円		
〒　　－				

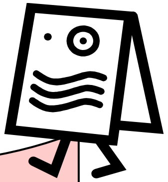

連合会では、<u>前月16日から当月15日受付分（＝必着分）</u>までを当月処理いたします。
なお、書類不備等があった場合の対応の為、できるだけ<u>5日</u>までに申出いただきますようお願いいたします。

確定給付

様式第10号

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知書
（確定給付企業年金：記録媒体用）

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号）附則第46条第1項の規定により、中途脱退者から脱退一時金相当額の企業年金連合会への移換の申出（　　件）を受けましたのでＦＤ又はＣＤ－Ｒを添えて通知します。

平成　　年　　月　　日

規約番号又は基金番号

事業主又は企業年金基金の住所及び名称

代表者又は理事長名

印

企業年金連合会理事長殿

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知書（様式第10号）
記入時のポイント

関基××××××
近規××××××
下線部分の6桁の数字を記入して下さい。
（連合会会員番号ではありません）

登録届にて連合会に登録した確定給付企業年金実施事業所の事業主又は企業年金基金の名称

規約に基づく年月日を記入して下さい。

月数で記入して下さい。（240ヶ月未満）

住所はこちらに記入して下さい。

確定給付企業年金制度での本人拠出掛金がある場合に記入して下さい。

外国居住者は郵便番号を999－9999として下さい。

○の付け忘れにご注意下さい。

外国住所について、アルファベット大文字で記入して下さい。
※半角100文字以内

※記録媒体用申出の場合も、外国住所は、アルファベット大文字半角で入力

外国人氏名について、（ﾌﾘｶﾞﾅ）欄に、アルファベット大文字で記入して下さい。
※半角20文字以内

確定給付

事業主又は企業年金基金　の住所及び名称
〒○○○-○○○○
◇◇市▼町１－１－１
○×企業年金基金

代表者又は理事長名
年金　△△雄　印

企業年金連合会理事長殿

記

規約番号又は基金番号	0 0 0 1 2 ×	件数	3

基礎年金番号	（フリガナ）氏名	性別	生年月日	資格喪失年月日
脱退一時金相当額	脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間		中途脱退者が負担した掛金がある場合は、本人拠出相当額	
住所				
2 2 2 1 2 3 4 5 ×	ﾚﾝｺﾞｳｶｲ　ﾀﾛｳ 連合会　太郎	男 01（○）　女 02	昭5（○）　平7　4 8 0 5 0 5	平7　2 3 0 1 0 1
1,500,000 円	150 ヶ月		100,000 円	
〒160－0023 新宿区西新宿●－●－●				
・ ・ ・				
7 7 7 1 2 3 4 5 ×	STEVIE WONDER	男 01（○）　女 02	昭5（○）　平7　5 4 1 0 1 0	平7　2 3 0 1 0 1
300,000 円	30 ヶ月		0 円	
〒999－9999 2220 EAST ROAD HOUSTON TX 75555 U.S.A.				

氏名・住所の収録文字数について

連合会の電子計算機処理上、収録文字数に制限があるため、移換申出時の外国居住者（外国人及び日本人）の氏名・住所の記入時や記録媒体作成時に以下の点に留意して作成いただくようお願いいたします。

■収録文字数(上限)

	文字数	国内居住者	海外居住者
カナ氏名欄	半角20文字以内	カナ	アルファベット（大文字）
漢字氏名欄	全角10文字以内	漢字	―

■ カナ氏名が20文字を超える場合

氏名　MICHAEL THOMAS JACKSON（22文字）

→　MICHAEL T. JACKSON （18文字）

■ 漢字表示のある国の場合の記入例

氏名　王　守団

→　WANG SHOU TUAN

住所　中国　山東省　平戸市　祝溝鎮　北岔道口村　15号

→　ZHONG GUO SHAN DONG SHENG PING DU SI ZHU GOU ZEN BEI CHA DAO KOU CUN　15HAO

＊現地の読み方をアルファベットでご記入ください。不明な時は、漢字でも構いませんが、収録できない場合もありますので、ご了承ください。

	文字数	国内居住者	海外居住者
住所欄 （備考欄）	半角100文字以内	カナ	アルファベット（大文字）
	全角50文字以内	漢字	―
	半角7文字	123-4567(任意の番号)	999-9999(固定)

確定給付

受理書の送付

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知受理書の見本

§ 中途脱退者脱退一時金相当額移換通知受理書（様式第11号）

様式第１１号

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知受理書

確定給付企業年金事業主　殿
企業年金基金理事長　殿

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成２５年法律第６３号）附則第４６条第１項の規定により、脱退一時金相当額の移換の申出のあった中途脱退者に係る移換通知書を受理しましたので、下記の脱退一時金相当額を本月末日までに企業年金連合会に移換してください。

記

規約番号又は基金番号　00012X号　　　　平成26年 7月通知分

項目／性別	件数	移換時年金額（円）	脱退一時金相当額（円）（うち、事務費）（円）
男子	1	118,450	1,052,400 (35,376)
女子	0	0	0 (0)
合計	1	118,450	1,052,400 (35,376)

平成26年 8月 1日

企業年金連合会
理事長

確定給付企業年金（事業主または企業年金基金）から届出された「移換通知書」に基づき、連合会で電子計算処理等のプロセスを経て、翌月上旬に__様式第11号「中途脱退者脱退一時金相当額移換通知受理書」__及び__様式第11号付表__（以下「受理書」）を確定給付企業年金（事業主または企業年金基金）へ送付します。

連合会に移換する金額です。

「受理書」を受けた確定給付企業年金（事業主または企業年金基金）は、その「受理書」を受けた日の属する月の末日までに脱退一時金相当額を連合会へ移換するように、資産管理運用機関へ指図します。

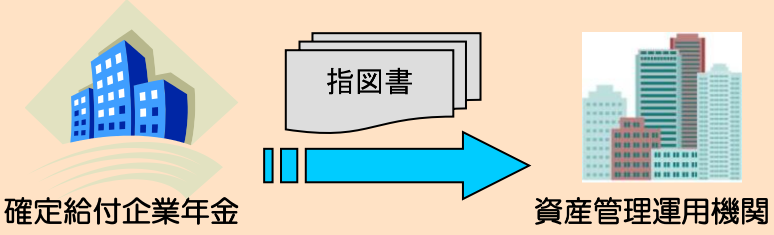

確定給付

§ 中途脱退者脱退一時金相当額移換通知受理書（様式第11号付表）

様式第１１号付表

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知受理書

1 ページ

規約番号又は基金番号	00012X 号

平成26 年 7 月通知分

基礎年金番号	加入者氏名	性別	生年月日	喪失年月日	算定基礎期間	本人拠出相当額	移換時年金額	脱退一時金相当額（うち、事務費）	住　所
2222-12345X	レンゴウカイ タロウ 連合会　太郎	男	昭和55.04.29	平成26.06.30	108	0	118,450	1,052,400 (　35,376)	105-0011　港区芝公園２−４−１

中途脱退者への通知

§移換完了通知書（通算企業年金の支給について）

（表面）

移換完了通知書（通算企業年金の支給について）

あなた様が加入していた企業年金から、脱退一時金相当額を　平成26年5月31日　付で企業年金連合会がお受けしましたので、通算企業年金を支給開始年齢から終身にわたり支給することをお知らせします。

平成26年6月1日　企業年金連合会

1．氏名	レンゴウカイ　タロウ 連合会　太郎	
2．基礎年金番号	2222-12345X	
3．脱退一時金相当額を連合会に移換した企業年金の名称	○×△企業年金基金	〈 00012X 〉
4．移換された脱退一時金相当額	1,500,000	円
5．将来支払われる通算企業年金額（年間の支払見込額）	160,925	円
6．支給開始年齢	65	歳
7．保証期間	80歳到達まで	

＊「移換完了通知書」は、あなた様に将来支払われる年金の情報が記載されている重要な書類ですので、国の年金手帳等とともに大切に保管してください。（同封のパンフレット「年金の請求と各種届出等について（重要）」も一緒に保管してください。）

＊上記の「移換完了通知書」に記載されている内容に誤りや不明な点がありましたら、企業年金連合会にご連絡ください。

＊住所・氏名を変更した場合は、その都度、同封の「年金の請求と各種届出等について（重要）」を参照のうえ、住所・氏名変更届を企業年金連合会へご送付ください。

105-8722
港区　芝公園　△△△

連合会　太郎　様

《お問合せ、各種届書の送付先》
〒105-8772
港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館10階
企業年金連合会
年金サービスセンター　年金相談室　宛
電 話　0570-02-2666
※IP電話・PHSからは「03-5777-2666」にお電話ください。

中途脱退者へ脱退一時金相当額の移換を受けた旨を記載した「移換完了通知書」を、移換を受けた日の属する月の翌月上旬（＝申出月の翌々月上旬）に送付します。

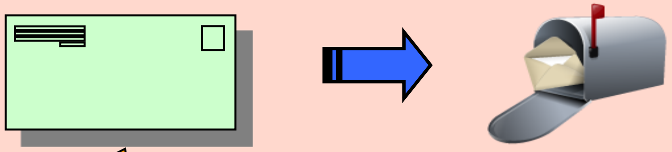

封筒で送付

＋（プラス）

確定給付

・外国人で海外に居住されている方につきましては、移換完了通知書の見方についての外国人向けリーフレットを同封し送付しています。
・また国内居住の外国人の場合は申出時に依頼をしていただければ、外国人向けリーフレットを同封いたします。
※現在、五ヶ国語（英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語）の外国用リーフレットがあります。

資格取得者へ配布する「移換申出書」の様式例（任意様式）

（参考）資格取得者へ配布する「移換申出書」（様式例）

中途脱退者等積立金、年金給付等積立金移換申出書

申出年月日	平成 2X 年 10 月 20 日

○× 　　企業年金基金理事長　殿

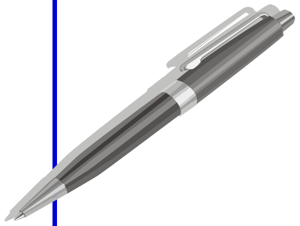

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第58条第１項及び第55条第１項の規定により、企業年金連合会から貴確定給付企業年金へ積立金及び年金給付等積立金等の移換の申出をします。

基礎年金番号	2	2	2	2	1	2	3	4	5	X

（ﾌﾘｶﾞﾅ）	ﾚﾝｺﾞｳｶｲ　ﾀﾛｳ
氏名	連合会　太郎　（印：連合会）
生年月日	昭和48 年 5 月 5 日
性別	男

移換区分（移換する内容の右欄に○をつけてください）

全ての資産を移換する	
確定給付企業年金由来の資産のみ移換する	○
厚生年金基金由来の資産のみ移換する	

太枠内を記入・押印してください。

確定給付

この例は、確定給付企業年金の規約において、連合会から全ての年金資産を移換できる場合で、本人が確定給付企業年金由来のみを選択したケースです。

中途脱退者等積立金、年金給付等積立金移換申出書記入例

§ 中途脱退者等積立金、年金給付等積立金移換申出書（様式第12号）

様式第 12 号

中途脱退者等積立金、年金給付等積立金移換申出書（確定給付企業年金）

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 63 号）附則第 58 条第 1 項及び第 55 条第 1 項の規定により、下記の者から企業年金連合会から確定給付企業年金への積立金及び年金給付等積立金等の移換の申出を受けましたので申し出ます。

平成XX 年 11 月 3 日

事業主又は企業年金基金の住所及び名称
◇◇市▼町1-1-1
○×企業年金基金

代表者又は理事長名
年金 △△雄　印

企業年金連合会理事長殿

本人の「移換申出書」に記載されている移換区分を記入して下さい。（前頁参照）

規約番号又は基金番号	0 0 0 1 2 X	件数	1

基礎年金番号	(ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏名	性別	生年月日	資格取得年月日	移換区分
2222123 45X	レンゴウカイ タロウ 連合会 太郎	(男 01) 女 02	(昭5) 平7 480505	平7 231001	1 全ての資産を移換する 2 厚生年金基金由来の資産のみ移換する (3) 確定給付企業年金由来の資産のみ移換する
		男 01 女 02	昭5 平7	平7	1 全ての資産を移換する 2 厚生年金基金由来の資産のみ移換する 3 確定給付企業年金由来の資産のみ移換する

中途脱退者等積立金、年金給付等積立金移換申出書の見方

§ 中途脱退者等積立金、年金給付等積立金移換申出書（確定給付企業年金分）（様式第13号）

様式第１３号

中途脱退者等積立金、年金給付等積立金移換申出書（確定給付企業年金分）　　1ページ

〒

○×〒

<0001

性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の
号）附則第 58 条第 2 項及び第 55 条第 2 項
積立金及び年金給付等積立金等を本月末日に移

平成 XX 年 X 月 1 日

企業年金連合

理事

移換する金額（年金原資分）

通算企業年金額　通算企業年金現価率

160,925円 × 10.1960 ≒ 1,640,792円（1円未満切り上げ）

1,640,792円 ＋ 29,100円 ＝ **1,669,892円**

※返還事務費

【返還事務費】
事務費－返還事務費基準額

【返還事務費基準額】
資格喪失日
- 平成26年10月1日以降の場合（5,000円）
- 平成26年9月30日以前の場合（3,800円）

規約番号又は基金番号	00012X

基礎年金番号	加入者氏名	性別	生年月日	移換申出区分	本人拠出相当額	積立金等	積立金等のうち返還事務費	算定基礎期間	積立金等の区分
					円	円	円	月	
2222-12345X	ﾚﾝｺﾞｳｶｲ ﾀﾛｳ 連合会　太郎	男	昭和48.05.05		100,000	1,669,892	29,100	150	確定給付企業年金の脱退一時金相当額
						1,669,892	29,100		

※返還事務費＝事務費－返還事務費基準額
34,100円－5,000円＝29,100円

項目／性別	申出人数	件数	積立金等（円）	返還事務費（円）
男　子	1	1	1,669,892	29,100
女　子	0	0	0	0
合　計	1	1	1,669,892	29,100

（注）　1　返還事務費は、積立金等に含まれており再掲しています。

連合会が移換する金額
（返還事務費を含んでいます）

確定給付

取消・訂正に係る手続き

取消・訂正の届出

連合会へ移換した脱退一時金相当額に関する記録の取消・訂正処理については、**「中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届（様式第14号）」**及び**「中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届（付表）（様式第14号付表）」**（以下「取消・訂正届」）を提出することにより、手続きを行います。

その事実が判明したときは速やかに手続きを行い、移換の手続きと同様に毎月15日までに連合会に提出します。
※なお、書類不備等があった場合の対応の為、できるだけ5日までにご提出いただきますようお願いいたします。

確定給付

連合会へ脱退一時金相当額を移換した方について

取消・・・連合会へ脱退一時金相当額を移換した方の記録そのものを取り消す処理
（連合会から確定給付企業年金に脱退一時金相当額（※）を返還します。）
※定額事務費（1,100円）を控除した額となります。

訂正・・・連合会へ脱退一時金相当額を移換した方の記録を訂正する処理

取消・訂正事務の流れ

※1　調整額とは、訂正や取消により、既に連合会に移換した脱退一時金相当額に対して、増減が生じた金額（①連合会から返還する金額はプラス、②確定給付企業年金から追加移換する金額はマイナス）のことです。

※2　資産管理運用機関によっては、調整額がプラスでも移換指図が必要な場合があります。

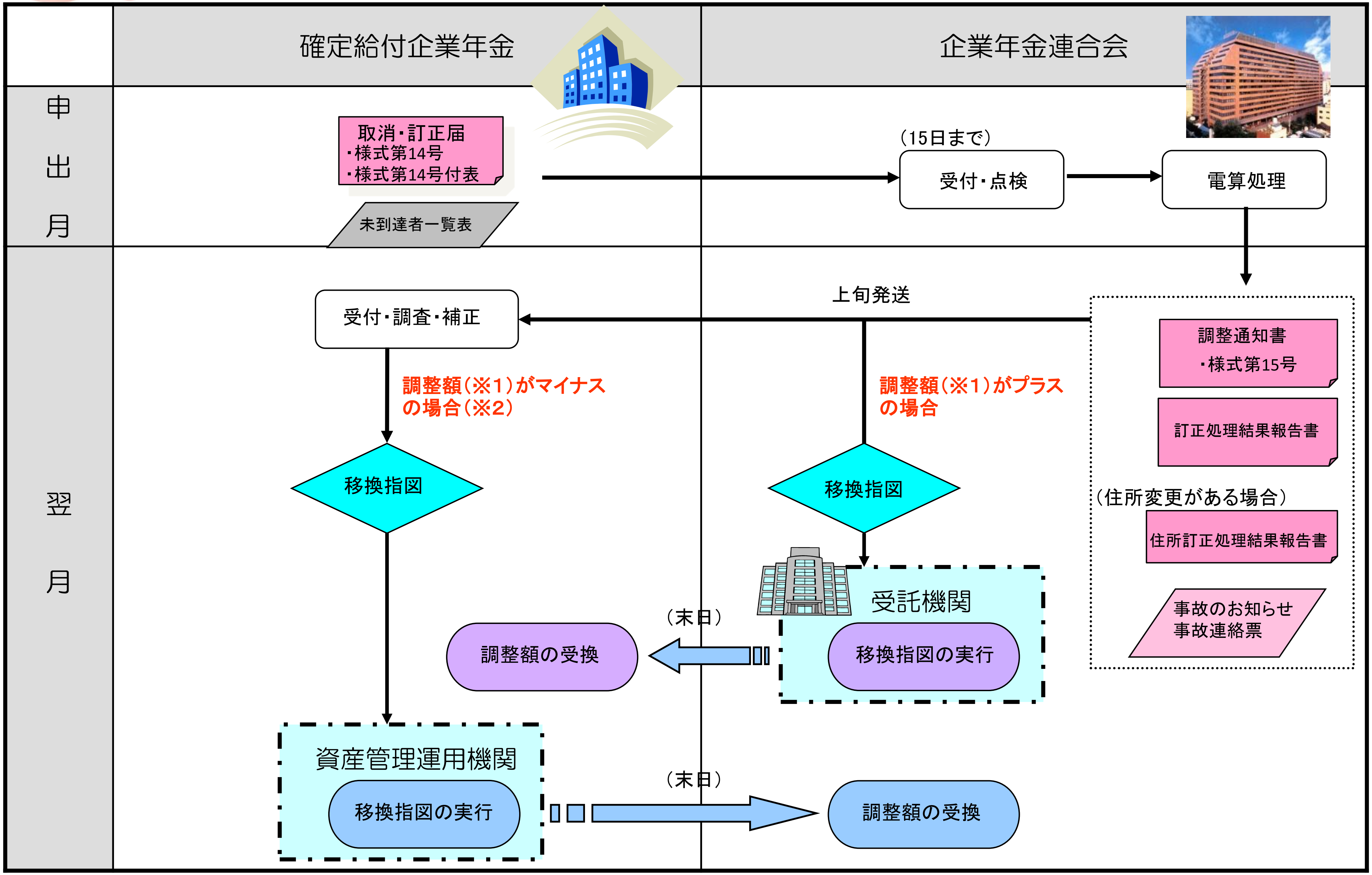

確定給付

調整通知書等の送付

取消処理を行った場合

脱退一時金相当額の調整が発生します。連合会は、処理を行った月の翌月上旬に**「中途脱退者脱退一時金相当額調整通知書（様式第15号）」**（以下「調整通知書」）を確定給付企業年金（事業主または企業年金基金）へ送付します。

◇ 定額事務費（1,100円）を控除して返還いたします。
◇ 「移換通知書」の処理と同月に取消処理を行った場合は、「移換通知書」「取消・訂正届」とも事故となり、**「事故連絡票」**にその結果をお知らせします。（P.46参照）

訂正処理を行った場合

連合会は、処理を行った月の翌月上旬に**「中途脱退者訂正処理結果報告書」**を確定給付企業年金（事業主または企業年金基金）へ送付します。
また、訂正の内容により、脱退一時金相当額の調整が発生する場合は、併せて「調整通知書」を送付します。
※訂正の内容によって、年金額及び事務費の変更が伴う場合があります。

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届記入例

§ 中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届（様式第14号）

様式第14号

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知に係る取消・訂正を届け出ます。

取消件数　1　件

訂正件数　1　件

平成　X　年　12　月　3　日

規約番号又は基金番号

第　00012X　号

事業主又は企業年金基金の住所及び名称

〒　○○○－○○○○

◇◇市▼町　1-1-1

代表者又は理事長名

○×企業年金基金

年　金　△　△　雄　印

企業年金連合会理事長　殿

押印して下さい。

確定給付

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届付表記入例

§ 中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届（様式第14号付表）

取消届の記入例

様式第 14 号付表

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届（付表）

規約番号又は基金番号	0	0	0	1	2	X

移換通知年月　平成 23 年　3 月

基礎年金番号	氏名（カナ）	性別	生　年　月　日
5 5 5 5 1 2 3 4 5 X	レンゴウカイ　ハナコ	男 01 / 女 (02)	(昭 5) / 平 7　52年　3月　3日

☑ 取消：52

取消する脱退一時金相当額	500,000 円

□ 訂正：53　㊟訂正する箇所のみ記入

基礎年金番号	氏名（カナ）	氏名（漢字）

性別	生　年　月　日	資格喪失年月日	脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間
男 01 / 女 02	昭 5 / 平 7　年　月　日	平成　年　月　日	月

脱退一時金相当額	本人拠出相当額
円	円

訂　正　後　住　所

〒

訂正届の記入例

様式第 14 号付表

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届（付表）

規約番号又は基金番号	0	0	0	1	2	X

移換通知年月　平成 23 年　1 月

基礎年金番号	氏名（カナ）	性別	生　年　月　日
9 9 9 9 1 2 3 4 5 X	ネンキン　イチロウ	男 (01) / 女 02	(昭 5) / 平 7　56年12月12日

□ 取消：52

取消する脱退一時金相当額	円

☑ 訂正：53　㊟訂正する箇所のみ記入

基礎年金番号	氏名（カナ）	氏名（漢字）

性別	生　年　月　日	資格喪失年月日	脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間
男 01 / 女 02	昭 5 / 平 7　年　月　日	平成　年　月　日	月

脱退一時金相当額	本人拠出相当額
300,000 円	円

訂　正　後　住　所

〒105-0011
港区　芝公園　×－×－×

「受理書」（P.32）または「受理書付表」（P.33）に記載の「通知年月」を記入して下さい。

訂正する箇所のみ記入して下さい。

確定給付

中途脱退者脱退一時金相当額調整通知書の見方

§ 中途脱退者脱退一時金相当額調整通知書（様式第15号）

様式第１５号

1ページ

中途脱退者脱退一時金相当額調整通知書

〒

○×

<00

業主　殿
事長　殿

中途脱退者の取消又は記録等の訂正により脱退一時金相当額を調整した結果
下記のようになりましたので通知します。

規約番号又は基金番号	00012X　号

基礎年金番号	氏　名	性別	生年月日	通知年月	①申出額 ②（うち事務費）	③取消又は訂正後の額 ④（うち事務費）	⑤差額 （(①−②)−(③−④)）	⑥差額に対する利息額	⑦調整事務費	調整額
5555-12345X	ﾚﾝｺﾞｳｶｲ ﾊﾅｺ 連合会　花子	女	昭和52.03.03	平成23.3	500,000 円 (18,264)	0 円 (1,100)	円 481,736	円 7,215	円 17,164	円 506,115
9999-12345X	ﾈﾝｷﾝ ｲﾁﾛｳ 年金　一郎	男	昭和56.12.12	平成23.1	250,000 (10,042)	300,000 (11,840)	-48,202	-900	-1,798	-50,900

＜平成23年11月処理の場合＞
経過月数8カ月
（平成23年4月～12月）

利息を計算する場合の差額･･･481,000円（1,000円未満切捨て）

481,000円×0．0225（2．25%）×8／12
＝ 7,215円（1円未満四捨五入）

＜平成23年11月処理の場合＞
経過月数10カ月
（平成23年2月～12月）

利息を計算する場合の差額･･･－48,000円（1,000円未満切捨て）

－48,000円×0．0225（2．25%）×10／12
＝ －900円（1円未満四捨五入）

性別＼項目	件数	調整額（円）
男　子	1	-50,900
女　子	1	506,115
合　計	2	455,215

納付いただくまたは返還する金額です。

・マイナス：企業年金等 → 連合会へ追加納付
・プラス：連合会 → 企業年金等へ返還

…示しています。
…金等へ還付します。
…連合会へ追加移換する
…い。

確定給付

中途脱退者訂正処理結果報告書の見方

§ 中途脱退者訂正処理結果報告書

＊＊＊　中途脱退者訂正処理結果報告書　＊＊＊　　　　1ページ

規約番号又は基金番号	00012X　号

平成23年11月申出分

基礎年金番号	加入者氏名	性別	生年月日	通知年月	訂正事由	訂正事項 訂正前	訂正事項 訂正後	金額調整発生有無	備考
9999-12345X	ﾈﾝｷﾝ ｲﾁﾛｳ 年金　一郎	男	昭和56.12.12	平成23.01	脱退一時金相当額訂正	250,000	300,000	＊	
9999-654321	ｷｷﾞｮｳ ﾖｼｺ 企業　良子	女	昭和59.08.04	平成23.04	カナ氏名訂正	ｷｷﾞｮｳ ﾖｼｺ	ﾈﾝｷﾝ ﾖｼｺ		S
					漢字氏名訂正	企業　良子	年金　良子		S

処理件数	2　件	金額調整件数	1　件

1．「金額調整発生有無」欄に＊と表示されている者は、訂正した結果、脱退一時金の調整が生じた者です。詳しく

2．「備考」欄に＊と表示されている者は、他の基金又は他の確定給付企業年金から訂正届が提出され、連合会で処理する際に、貴企業年金の中途脱退者でもあることが判明した者です。

3．「備考」欄にSと表示されている者は、日本年金機構の裁定記録との突合により確認又は裁定請求書と審査若しくは本人からの申出の際、住民票、戸籍抄本、年金証書(写)、加入員証(写)等により確認した者です。

上記のとおり処理を行いましたのでご連絡いたします。

企業年金連合会

・「金額調整発生有無」欄に＊と表示されている者は、脱退一時金相当額の調整が生じた者です。

・「備考」欄に＊と表示されている者は、他の基金又は他の確定給付企業年金から訂正届が提出され、連合会で処理する際に、貴確定給付企業年金の中途脱退者でもあることが判明した者です。

・「備考」欄にSと表示されている者は、日本年金機構の裁定記録との突合、裁定時の審査、本人からの申出により確認した者です。

確定給付

住所訂正処理結果報告書の見方

§ 住所訂正処理結果報告書

住所訂正処理結果報告書　　　1ページ

規約番号又は基金番号	00012×　号

平成23年11月分

基礎年金番号	加入者氏名	性別	生年月日	通知年月	訂　正　後　住　所	区分
3555-54321×	ｷｷﾝ　ｼﾞﾛｳ 基金　次郎	男	昭和51. 1. 10	平成22. 01		＊
9999-12345×	ﾈﾝｷﾝ　ｲﾁﾛｳ 年金　一郎	男	昭和56. 12. 12	平成23. 01	105-0011　港区　芝公園　　×－×－×	

処理件数	２件

「区分」欄の「*」の符号は、本人等から申出された住所訂正に基づき処理を行ったことを表しています。

上記のとおり処理を行いましたのでご連絡いたします。

企　業　年　金　連　合　会

・「区分」欄の「＊」の符号は、本人等から申出がされたことを表しています。

確定給付

「事故のお知らせ」及び「事故連絡票」の見本

「事故連絡票」

事故連絡票

移換通知取消	基金番号等	＊	456789	加入員（者）氏名		ﾀﾞﾂｲﾁ ﾋﾛｼ
性別 ＊ 1	生年月日 ＊	5.40.04.20	基 礎 年 金 番 号 ＊	5555-45678◇	通知年月 ＊	23.01
住所						
電話番号			脱退一時金相当額	000100000		
本人が拠出した掛金額			基本移換区分			
算定基礎期間			加算移換区分			
資格取得年月日			ＤＢ移換区分			
資格喪失年月日			移換先資格取得年月日			

＊＊　取　消　＊＊

整理番号

処理年月日　平成23.02.01

事故コード　　1307

同月に申出された中脱の申出を取消しました。

＊＊　マスタ　＊＊

整理番号

処理年月日

事故連絡票

移換通知	基金番号等	＊	456789	加入員（者）氏名	1	ﾀﾞﾂｲﾁ ﾋﾛｼ 脱一　浩
性別 ＊ 1	生年月日 ＊	5.40.04.20	基 礎 年 金 番 号 ＊	5555-45678◇	通知年月 ＊	23.01
住所	2	060-0041 札幌市中央区　大通東◇－◇－◇				
電話番号			脱退一時金相当額	000100000		
本人が拠出した掛金額			基本移換区分			
算定基礎期間	123		加算移換区分			
資格取得年月日			ＤＢ移換区分			
資格喪失年月日	191201		移換先資格取得年月日			

＊＊　ＤＢ中脱　＊＊

整理番号　－

処理年月日　平成23.02.01

事故コード　　1307

同月に申出された中脱の申出を取消しました。

＊＊＊事故のお知らせ＊＊＊　　7.23.2.1　　1　ページ

平成23年　1月分

○△◇企業年金基金
確定給付企業年金事業主 殿

企業年金連合会

次の者については、連合会で処理できませんでしたのでお知らせします。
詳細は、別添の事故連絡票を参照してください。

基金番号等	456789　　号	件　数		通　知	申　出	取　消	訂　正
			脱退一時金相当額移換通知	1 件		1 件	0 件
			積立金移換申出		0 件	0 件	0 件

種　　類	基　　礎　　年　　金　　番　　号				
移換通知	5555-45678◇				
移換通知取消	5555-45678◇				

（注）「基礎年金番号」欄の「*」の符号は、本人申出の者について表示されています。
再度提出する必要があるものは、速やかに申出してください。

「事故のお知らせ」

確定給付

厚生年金基金中途脱退者脱退一時金相当額移換申出書記入の注意点等

◆厚生年金基金中途脱退者脱退一時金相当額移換申出書(様式第1号)

厚生年金基金

厚生年金基金中途脱退者脱退一時金相当額移換申出書

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号)附則第42条第1項の規定により、下記の者に係る脱退一時金相当額の移換を別紙加入員台帳を添えて申し出ます。

平成○○年　○月○○日

厚生年金基金名称及び所在地
○○○○○○　○-○○
○○○○厚生年金基金
理事長氏名

企業年金連合会理事長殿

記

基金番号	0	1	2	×	件数				2

喪失月	加入員番号
2512	0000011111
2604	0000022222

件数：脱退一時金相当額の移換
総件数を記入してください。

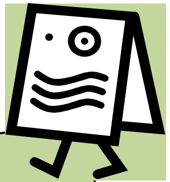

連合会では、__前月16日から当月15日受付分（＝必着分）__までを当月処理いたします。

なお、書類不備等があった場合の対応の為、できるだけ__5日__までに申出いただきますようお願いいたします。

厚生年金基金中途脱退者脱退一時金相当額移換申出書（記録媒体用）

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号)附則第42条第1項の規定により、下記の件数の脱退一時金相当額の移換をMT,FD又はCD-Rを添えて申し出ます。

脱退一時金相当額移換申出（　　2　）件

平成○○年　○月○○日

基金番号<○
厚生年金基金
○○○
理事長氏名

企業年金連合会理事長殿

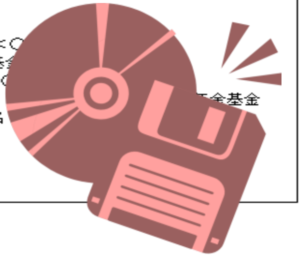

厚生年金基金加入員台帳記入の注意点

厚年基金

◆厚生年金基金加入員台帳（様式第35号）

様式第35号

厚　生　年　金　基　金　加　入　員　台　帳

① 厚生年金基金番号	基 123	② 厚生年金基金加入員番号	123456789 CD	③ 加入員氏名	ネンキン タロウ 年金 太郎	④ 性別	1	⑤ 生年月日	5.35.5.25
⑥ 基礎年金番号	1234-567891	⑦ 加入員資格取得年月日	7.20.4.1	⑧ 加入員資格喪失年月日	7.25.3.31				
入社年月日		みなし加入員資格取得年月日		加算適用開始年月日		みなし加算適用開始年月日			
備考	横浜市港北区菊名1-2-3								

事業所	年	月	日	種別等の区分	異動原因	標準報酬月額（標準賞与額）千円	報酬標準給与月額〔賞与標準給与額〕千円	加算給与月額 千円	摘要
	20	4	1	5	1	380	380		
	20	6	10	5	S	150	150		
	20	10	1	5	3	420	420		
	20	12	1	5	S	300	300		
	21	4	1	5	3	440	440		
	21	6	10	5	S	150	150		
	21	12	1	5	S	320	320		
	22	6	10	5	S	200	200		
	22	12	1	5	S	400	400		

事業所	年	月	日	種別等の区分	異動原因	標準報酬月額（標準賞与額）千円	報酬標準給与月額〔賞与標準給与額〕千円	加算給与月額 千円	摘要
	24	6	10	5	S	200	200		
	24	12	1	5	S	400	400		
	25	3	31	5	4				

S.61.3以前　円　⑫ 法第132条第2項に掲げる額　円

⑪ 均準酬　千円

H17.4以後　計

⑮ 基準加算給与月額		⑯ 老齢年金給付額	0 円	⑰ 現価相当額	円　⑱
⑳ 選択一時金支給の有無	有・無	支払年月		㉒ 老齢年金給付額計算基礎算式	政府負担金控除後の額　円
㉑ 老齢年金給付支給の有無	有・無	裁定年月			㉖ 備考
㉓ 脱退一時金相当額交付の申出の有無	有	㉔ 脱退一時金相当額	300,000	㉕ 算定基礎期間	60　処理年月

「備考」欄には必ず住所を記載してください。
住所の記載がない場合は事故となり、処理することができません。

「(16)老齢年金給付額」は、０又はスペースとしてください。
金額を記載してしまった場合は、二重線を記入して訂正してください。

・「(23)脱退一時金相当額交付の申出の有無」
・「(24)脱退一時金相当額」
・「(25)算定基礎期間」（年数ではなく月数で記入）
以上の３点は必ず記入してください。

氏名・住所の収録文字数について

連合会の電子計算機処理上、収録文字数に制限があるため、移換申出時の外国居住者（外国人及び日本人）の氏名・住所の記入時や記録媒体作成時に以下の点に留意して作成いただくようお願いいたします。

■収録文字数(上限)

	文字数	国内居住者	海外居住者
カナ氏名欄	半角20文字以内	カナ	アルファベット（大文字）
漢字氏名欄	全角10文字以内	漢字	－

厚年基金

■ カナ氏名が20文字を超える場合
氏名　MICHAEL THOMAS JACKSON（22文字）
→　MICHAEL T. JACKSON （18文字）

■ 漢字表示のある国の場合の記入例
氏名　王　守団
→　WANG SHOU TUAN
住所　中国　山東省　平戸市　祝溝鎮　北岔道口村　15号
→　ZHONG GUO SHAN DONG SHENG PING DU SI ZHU GOU ZEN BEI CHA DAO KOU CUN　15HAO

＊現地の読み方をアルファベットでご記入ください。不明な時は、漢字でも構いませんが、収録できない場合もありますので、ご了承ください。

	文字数	国内居住者	海外居住者
住所欄 (備考欄)	半角100文字以内	カナ	アルファベット（大文字）
	全角50文字以内	漢字	－
	半角7文字	123-4567(任意の番号)	999-9999(固定)

厚生年金基金中途脱退者脱退一時金相当額移換受理通知書の見方

厚年基金

◆厚生年金基金中途脱退者脱退一時金相当額移換受理通知書(様式第2号)

厚生年金基金中途脱退者脱退一時金相当額移換受理通知書

厚生年金基金理事長　殿

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号)附則第42条第1項の規定により、脱退一時金相当額の移換の申出のあった中途脱退者に係る当該申出を受理しましたので通知します。よって、下記の脱退一時金相当額を本月末までに当連合会に移換してください。

記

基金番号	012X		平成26年 4月申出分
項目／性別	件　数	移換時年金額(円)	脱退一時金相当額(円)(うち、事務費)(円)
男子	1	300,000	3,000,000 (36,100)
女子	1	30,000	300,000 (12,345)
合　計	2	330,000	3,300,000 (48,445)

連合会への移換額

平成26年　5月　1日

企業年金連合会

理事長

厚生年金基金から届出された「移換申出書」・「加入員台帳」に基づき、連合会で電子計算処理等のプロセスを経て、翌月上旬に様式第2号「厚生年金基金中途脱退者脱退一時金相当額移換受理通知書」及び様式第2号付表(以下「受理通知書」)を厚生年金基金へ送付します。

「受理通知書」を受けた厚生年金基金は、その「受理通知書」を受けた日の属する月の末日までに脱退一時金相当額を連合会へ移換するように、受託機関へ指図します。

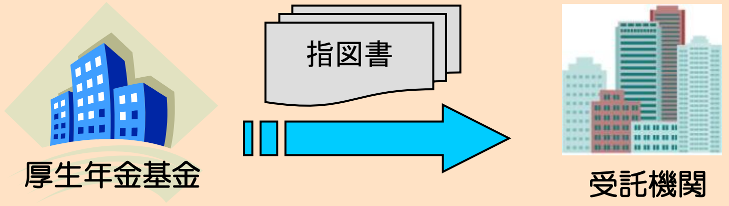

◆厚生年金基金中途脱退者脱退一時金相当額移換受理通知書（様式第2号付表）

厚生年金基金中途脱退者脱退一時金相当額移換受理通知書

1ページ

平成 26年　4月申出分

基金番号	012×

加入員番号	基礎年金番号	氏　名	性別	生年月日	取得年月日	喪失年月日	算定基礎期間	移換時年金額（現価率）	脱退一時金相当額（うち、事務費）
0000011111	2222-12345X	ﾚﾝｺﾞｳｶｲ ﾀﾛｳ 連合会　太郎	男	昭和48.05.05	平成09.06.01	平成22.01.01	150	160,925 （7.123×）	1,500,000 （36,100）
0000022222	5555-12345X	ﾚﾝｺﾞｳｶｲ ﾊﾅｺ 連合会　花子	女	昭和52.03.03	平成18.01.01	平成22.01.01	50	47,952 （7.12××）	500,000 （18,264）
								（　）	（　）
								（　）	（　）
								（　）	（　）

中途脱退者への通知

◆移換完了通知書（通算企業年金の支給について）

（表面）

移換完了通知書（通算企業年金の支給について）

あなた様が加入していた企業年金から、脱退一時金相当額を　平成26年5月31日　付で企業年金連合会がお受けしましたので、通算企業年金を支給開始年齢から終身にわたり支給することをお知らせします。

平成26年6月1日　企業年金連合会

1．氏名	レンゴウカイ　タロウ 連合会　太郎		
2．基礎年金番号	2222-12345X		
3．脱退一時金相当額を連合会に移換した企業年金の名称	○×△厚生年金基金	〈　012X　〉	
4．移換された脱退一時金相当額		1,500,000	円
5．将来支払われる通算企業年金額（年間の支払見込額）		160,925	円
6．支給開始年齢	65　歳		
7．保証期間	80歳到達まで		

＊「移換完了通知書」は、あなた様に将来支払われる年金の情報が記載されている重要な書類ですので、国の年金手帳等とともに大切に保管してください。（同封のパンフレット「年金の請求と各種届出等について（重要）」も一緒に保管してください。）

＊上記の「移換完了通知書」に記載されている内容に誤りや不明な点がありましたら、企業年金連合会にご連絡ください。

＊住所･氏名を変更した場合は、その都度、同封の「年金の請求と各種届出等について（重要）」を参照のうえ、住所･氏名変更届を企業年金連合会へご送付ください。

105-8722
港区　芝公園　△△△

連合会　太郎　　様

〈お問合せ、各種届書の送付先〉
〒105-8772
港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館10階
企業年金連合会
年金サービスセンター　年金相談室　宛
電 話　0570-02-2666
※IP電話･PHSからは「03-5777-2666」にお電話ください。

中途脱退者へ脱退一時金相当額の移換を受けた旨を記載した「移換完了通知書」を、移換を受けた日の属する月の翌月上旬（＝申出月の翌々月上旬）に送付します。

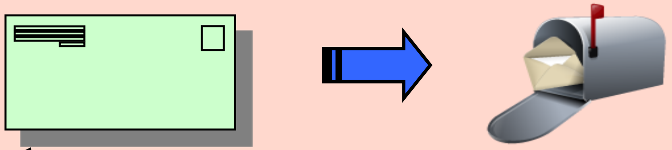

封筒で送付

＋
（プラス）

・外国人で海外に居住されている方につきましては、移換完了通知書の見方についての外国人向けリーフレットを同封し送付しています。
・また国内居住の外国人の場合は申出時に依頼をしていただければ、外国人向けリーフレットを同封いたします。
※現在、五ヶ国語（英語･中国語･韓国語･ポルトガル語･スペイン語）の外国用リーフレットがあります。

厚年基金

登録届兼変更届（登録内容に変更があった場合にご提出ください）

◆登録届兼変更届（様式第18号）

企業年金連合会
年金サービスセンター長　殿

登録届兼変更届（厚生年金基金）

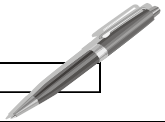

基金番号	
基金名称	

項　目	内　容	変更箇所
基金名称	(ﾌﾘｶﾞﾅ)	
総幹事受託機関（資金決済業務を委託している受託機関）の名称		
連合会から権利義務の承継をできるか否か	（　）承継できる （　）承継できない	
連合会から権利義務の承継をできる場合	（　）全ての者を承継できる （　）自基金の再加入者のみ承継できる	
連合会から積立金等の移換ができるか否か	（　）移換できる （　）移換できない	
連合会から積立金等の移換ができる場合	（　）全ての積立金等を移換する （　）厚生年金基金由来の年金給付等積立金及び積立金のみ移換する （　）確定給付企業年金由来の積立金のみ移換する	
連合会から権利義務を承継する場合の手続き	（　）基金が中途脱退者の申出を取りまとめて連合会に申出をする （　）中途脱退者が直接連合会に申出をする	

＊上記の内容に変更があった場合は、変更した項目の「変更箇所」に○印を付し、「内容」欄に変更後の内容を記入してください。

平成　　年　　月　　日

厚生年金基金の名称

理事長名

担当者名	

連合会　⇒　厚生年金基金への移換に関する項目です

『基金が中途脱退者の申出を取りまとめて連合会へ申出をする』

を選択している場合は、加入員は厚生年金基金へ移換申出の手続きを申し出ます。

厚年基金

中途脱退者等支給義務の移転、年金給付等積立金、積立金移換申出書（厚生年金基金）記入の注意点

◆中途脱退者等支給義務の移転、年金給付等積立金、積立金移換申出書（様式第3号）

厚年基金

様式第3号

中途脱退者等支給義務の移転、年金給付等積立金、積立金移換申出書（厚生年金基金）

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第53条第1項、同条第5項、第54条第1項及び第57条第1項の規定により、下記の者に係る老齢年金給付の支給に関する権利義務の移転、年金給付等積立金の移換及び積立金の移換の申出を受けましたので申し出ます。

平成　　年　　月　　日

連合会での受給権が発生している場合は、移換が出来ません。

厚生年金基金の名称及び住所

厚生年金基金

理事長氏名　　　　　　　　　　㊞

企業年金連合会理事長　殿

「移転区分」「移換区分」の記載は、必須となります。

記

基金番号	00YY	件数	0002

基礎年金番号	（フリガナ）加入員氏名	性別	生年月日	加入員の資格取得年月日	移転区分	移換区分
2143280374	サトウ　ユキコ 佐藤　有紀子	男 01 / [女 02]	[昭 5] / 平 7　490220	平 7　230401	1 / [2] / 3	A / B / C / [D]
2143343449	ヤマダ　コスケ 山田　康介	[男 01] / 女 02	[昭 5] / 平 7　540328	平 7　230401	1 / [2] / 3	A / [B] / C / D
		男 01 / 女 02	昭 5 / 平 7	平 7	1 / 2 / 3	A / B / C / D
		男 01 / 女 02	昭 5 / 平 7	平 7	1 / 2 / 3	A / B / C / D

（注１）「移転区分」欄は以下から選択し○を付けること
1　全ての老齢年金給付の権利義務の移転を受ける
2　自基金の老齢年金給付の権利義務のみ移転を受ける
3　全ての老齢年金給付の権利義務の移転を受けない

（注２）「移換区分」欄は以下から選択し○を付けること
A　全ての資産の移換を受ける
B　厚生年金基金由来の資産のみ移換を受ける
C　確定給付企業年金由来の資産のみ移換を受ける
D　全ての資産の移換を受けない

❖移転、移換区分とは…
規約で定める範囲内での本人の選択内容

詳細は次ページを参照！

移転・移換区分について

【移転区分】

1…全ての老齢年金給付の権利義務の移転を受ける

→自基金・他基金によらず、連合会にある基本年金・代行年金をすべて承継する場合に使用します。

2…自基金の老齢年金給付の権利義務のみ移転を受ける

→連合会にある自基金の基本年金のみを抽出して承継する場合に使用します。

3…全ての老齢年金給付の権利義務の移転を受けない

→厚生年金基金の基本年金・代行年金を承継しない場合に使用します。（この場合、厚生年金基金由来（加算部分）の年金給付等積立金は受換できません。）

【移換区分】

A…全ての資産の移換を受ける

→連合会にある*1厚生年金基金由来（加算部分）・*2確定給付企業年金由来のすべての積立金等を受換する場合に使用します。

B…厚生年金基金由来の資産のみ移換を受ける

→連合会にある厚生年金基金由来（加算部分）の年金給付等積立金をすべて受換する場合に使用します。「自基金のみの加算を受ける」という規約を規定している場合は、『連合会に自基金以外の加算がないこと』を事前に確認しておく必要があります。

C…確定給付企業年金由来の資産のみ移換を受ける

→連合会にある確定給付企業年金由来の積立金をすべて受換する場合に使用します。

D…全ての資産の移換を受けない

→加算年金に係る積立金等を全く受けない場合に使用します。

＊1【厚生年金基金由来の資産】
（厚生年金基金申出の）通算企業年金・基本加算年金・代行加算年金
＊2【確定給付企業年金由来の資産】
（確定給付企業年金申出の）通算企業年金・経過的基本加算年金（みなし中脱）・経過的代行加算年金（みなし解散）

移転・移換区分の選択事例について

「すみれ厚生年金基金」が移転・移換申出を行う場合

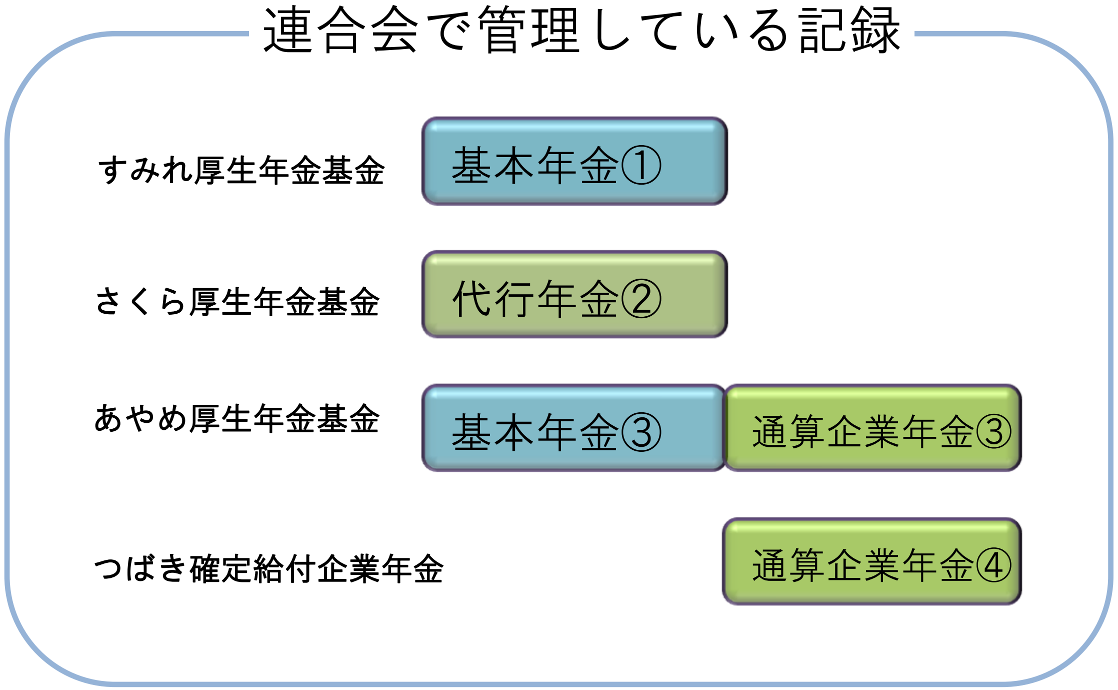

事例ア：「基本年金①」の承継のみ
移転区分 ・・・・・ 2
移換区分 ・・・・・ D

事例イ：「基本年金①」「代行年金②」「基本年金③」の承継のみ
移転区分 ・・・・・ 1
移換区分 ・・・・・ D

事例ウ：「基本年金①」の承継と「通算企業年金③」の受換のみ
移転区分 ・・・・・ 2
移換区分 ・・・・・ B

【移転区分】
1　全ての老齢年金給付の権利義務の移転を受ける
2　自基金の老齢年金給付の権利義務のみ移転を受ける
3　全ての老齢年金給付の権利義務の移転を受けない

【移換区分】
A　全ての資産の移換を受ける
B　厚生年金基金由来の資産のみ移換を受ける
C　確定給付企業年金由来の資産のみ移換を受ける
D　全ての資産の移換を受けない

中途脱退者等年金給付等積立金、積立金移換申出書（基金分）の見方

厚生年金基金

◆中途脱退者等年金給付等積立金、積立金移換申出書（基金分）（様式第4号）

【返還事務費】
事務費－返還事務費基準額

【返還事務費基準額】
資格喪失日
・平成26年10月1日以降の場合（5,000円）
・平成26年9月30日以前の場合（3,800円）

様式第４号

中途脱退者等年金給付等積立金、積立金移換申出書（基金分）

○○○

<00YY>　　　厚生年金基金理事長　殿

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年
（平成25年法律第63号）附則第53条第4項、同条第6項、第
より、請求のあった下記の者に係る年金給付等積立金及び
この者の厚生年金基金加入員台帳を別紙のとおり送付しま

平成XX年ＸＸ月１日

企業年

記

基金番号	00YY

基礎年金番号	加入員氏名	性別	生年月日	加入員資格		年金額	政府負担金控除後の額	実加入員期間	積立金等	返還事務費	積立金等の区分	算定基礎期間	区分	配慮措置区分	過去勤務		
				取得年月日	喪失年月日										算定基礎額	加入員期間	年金額
						円	円	月	円	円		月			円	月	円
2134-280374	ｻﾄｳ　ﾕｷｺ 佐藤　有紀子	女	昭和49.02.20	平成20.03.01	平成21.04.10	39,200	39,200	13	199,127	0	A		#				
									199,127	0							
2143-343449	ﾔﾏﾀﾞ　ｺｳｽｹ 山田　康介	男	昭和54.03.28	平成17年10.01	平成21.10.01	150,800	150,800	48	493,400	0	A		#				
									163,077	2,862	C	48					

連合会が移換する金額
（返還事務費を含んでいます）

項目／性別	申出人数	件数		年金額(円)	政府負担金控除後の額(円)	積立金等(円)	返還事務費(円)
男子		基本	1	150,800	150,800	493,400	
		通算企業	1			163,077	2,862
	1			150,800	150,800	656,477	2,862
女子		基本	1	39,200	39,200	199,127	
		通算企業				0	[illegible]
	1			39,200	39,200	199,127	0
合計		基本	2	190,000	190,000	692,527	
		通算企業	1	―	―	163,077	2,862
	2			190,000	190,000	855,604	2,862

（注）1 「＊」の符号は、本人申出の者について表示されています。
2 「#」の符号は、この者に対して厚生年金加入員台帳が添付されています。
3 「配慮措置区分」欄の「H」の符号は、育児休業配慮措置の該当者について表示しています。
4 返還事務費は、積立金等に含まれており再掲しています。
5 「積立金等の区分」欄の記号は移換される年金給付等積立金または積立金の種類を表しています。
A　厚生年金基金の基本年金
B　解散した厚生年金基金の代行年金
C　厚生年金基金の脱退一時金相当額
D　解散した厚生年金基金の残余財産
E　確定給付企業年金の脱退一時金相当額
F　制度終了した確定給付企業年金の残余財産
G　設立事業所の権利義務移転に係る代行年金（解散みなし）

厚年基金

取消・訂正に係る手続き

取消・訂正の事務の流れ

取消、訂正に係る事実が判明したときは速やかに手続きを行い、移換の手続きと同様に毎月15日までに連合会に提出します。
※なお、書類不備等があった場合の対応の為、できるだけ5日までにご提出いただきますようお願いいたします。

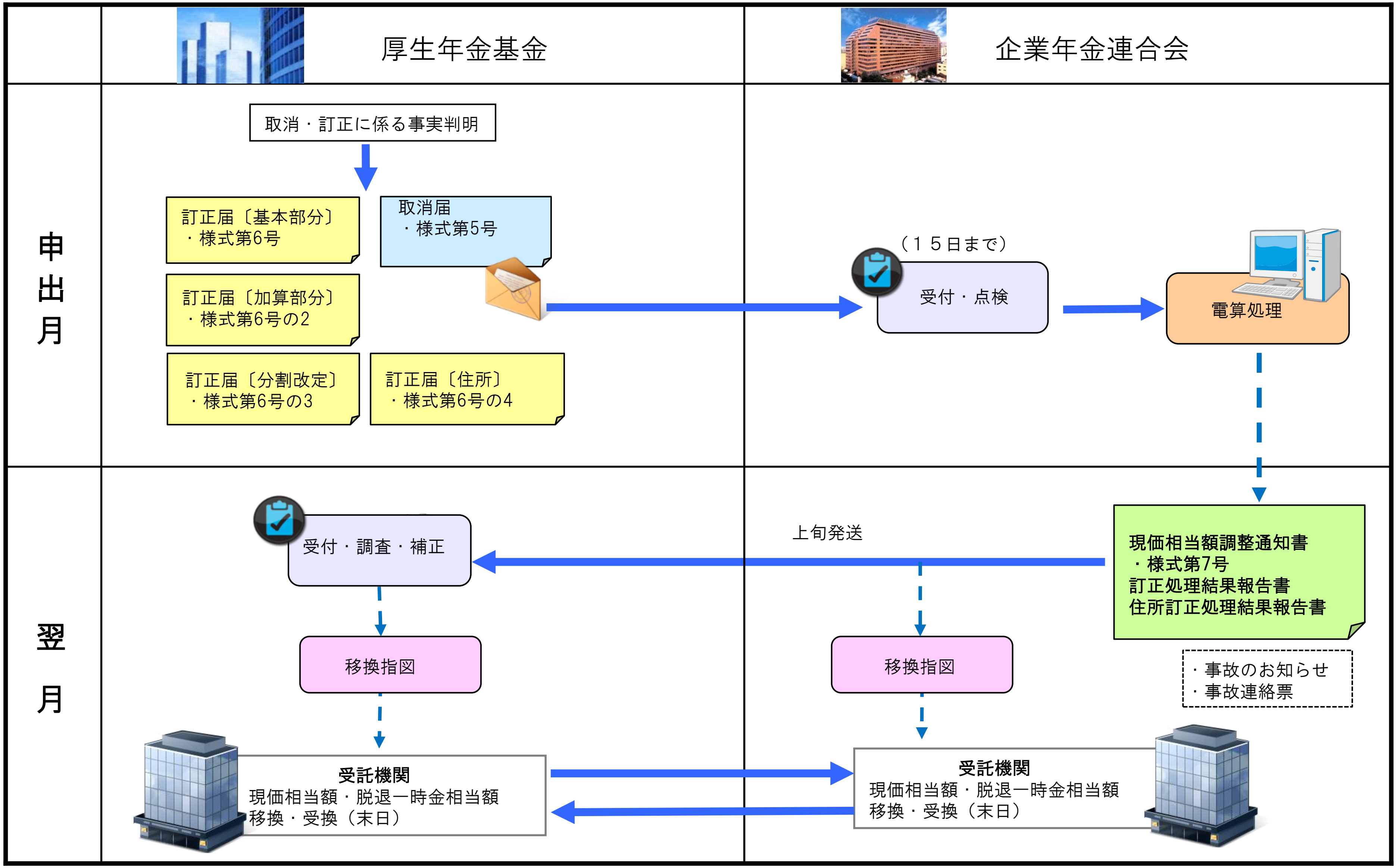

取消の届出

厚生年金基金

厚生年金基金から連合会へ、支給義務の移転や脱退一時金相当額の移換を行った者について、その者の移転・移換の申出を取消する処理です。

※連合会で年金受給者となっている方を取消すると、既にお支払いしている年金額をご本人から返納いただくこととなります。「取消届」を提出する時点で、該当者の方が年金支給開始年齢に到達している場合はご注意ください。

取消については、**「中途脱退者移転取消届（様式第5号）」**を連合会へ提出することにより、手続きを行います。

取消処理を行った場合、基金と連合会の間で現価相当額や脱退一時金相当額の調整が発生するため、連合会は処理を行った月の翌月上旬に**「現価相当額調整通知書（様式第7号）」**を基金へ送付します。

中途脱退者移転取消届の記入の注意点

◆中途脱退者移転取消届（様式第5号）

様式第5号

中途脱退者移転取消届

基金番号					件数			
	0	0	Y	Y				1

加入員番号	CD	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	移転申出年月
0 0 0 0 0 2 7 1 2 0		2 1 4 3 3 2 0 2 2 4	ｵｵｷ　ｽﾐｴ 大木　澄恵	男 01 (女) 02	明 1 / 大 3 / (昭) 5 / 平 7 3 3 1 1 1 1	2 3 0 4

取消コード	取消事由		
00	加入員期間10年以上又は20年以上の者	加入員期間	（　　　　ヶ月　）
01	死亡喪失者	死亡年月日	昭和／平成　　年　　月　　日
02	高齢者	正しい生年月日	明治／大正／昭和　　年　　月　　日
(03)	同一基金の設立事業所間異動者		—
04	年金受給権者	受給権発生年月日	昭和／平成　　年　　月　　日
05	出向者		—
06	重複移転申出者	基本項目	加入員番号　CD　基礎年金番号　カナ氏名　性別　生年月日
07	移転前再加入者	再加入年月日	昭和／平成　　年　　月　　日
08	一ヶ月未経過者	再加入年月日	昭和／平成　　年　　月　　日
09	その他	事由	（

＊該当する取消コードを○印で囲んで下さい。

＊太枠内（基本項目・取消事由）を記載して下さい。

平成　23　年　6　月　10　日

企業年金連合会理事長　殿

○○○　厚生年金基金

理事長　印

＊ポイント＊

平成26年4月以降に、脱退一時金相当額を移換した者の取り消しも、様式第5号の「中途脱退者移転取消届」で手続きします。

取消コードの選択と取消事由欄への記載は必須となります。

厚年基金

訂正の届出

厚生年金基金から連合会へ支給義務の移転や脱退一時金相当額の移換を行った者について、移転・移換済みの記録を訂正する処理です。

訂正の内容に応じて、下記の4種類の訂正届のうち、いずれかを使用して連合会へ提出することにより、手続きを行います。

○ 基本項目に係る訂正

「中途脱退者記録事項訂正届（様式第6号）」

○ 脱退一時金相当額に係る訂正（追加・訂正）

「中途脱退者脱退一時金相当額・算定基礎期間訂正届（様式第6号の2）」

○ 分割改定対象者情報に係る訂正（新規追加・追加・取消）

「標準報酬額分割改定対象者訂正届（様式第6号の3）」

○ 住所の訂正

「中途脱退者住所訂正届（様式第6号の4）」

訂正処理を行った結果として、連合会は厚生年金基金へ**「記録事項訂正処理結果報告書」**を送付します。

これにより、厚生年金基金と連合会の間で現価相当額や脱退一時金相当額の調整が発生する場合は、併せて**「現価相当額調整通知書（様式第7号）」**を送付します。

中途脱退者記録事項訂正届記入の注意点

◆中途脱退者記録事項訂正届（様式第6号）

様式第６号

中途脱退者記録事項訂正届

基金番号	0	0	Y	Y	事業所			1

	①加入員番号	②基礎年金番号	③氏名（カナ）	④氏名（漢字）	⑤性別	⑥生年月日	移転申出年月
訂正前	000001653X	1111933796	ﾊｾｶﾞﾜ ﾏｷ		男 01 / 女 02（○）	明1 大3 昭5（○） 平7 550906	2204
訂正後			ﾀﾅﾍﾞ ﾏｷ	田辺 真紀	男 01 / 女 02	明1 大3 昭5 平7	⑩訂正後基本年金額
訂正後住所							

		⑪ ⑫ ⑬ 資格記録の追加・訂正・削除						⑪ ⑫ ⑬ 資格記録の追加・訂正・削除					
訂正前	追加11	（年月日）	（種別）	（異動原因）	（標準報酬月額）（標準賞与額）	（報酬標準給与月額）（賞与標準給与額）	追加11	（年月日）	（種別）	（異動原因）	（標準報酬月額）（標準賞与額）	（報酬標準給与月額）（賞与標準給与額）
訂正後	訂正12 / 削除13	（年月日）	（種別）	（異動原因）	（標準報酬月額）（標準賞与額）	（報酬標準給与月額）（賞与標準給与額）	訂正12 / 削除13	（年月日）	（種別）	（異動原因）	（標準報酬月額）（標準賞与額）	（報酬標準給与月額）（賞与標準給与額）

（船）（共）該当者に係る訂正　特例記録　有 無

平成 XX 年 8 月 5 日

企業年金連合会理事長 殿

基金 理事長 印

移転申出年月は必須です。

平成17年3月以降の移転申出者については「訂正後基本年金額」は必須項目となります。

なお、加入員番号・基礎年金番号・氏名・住所訂正の場合は記入する必要はありません。

■記録の追加の場合は追加11を囲み、訂正後（下段）欄に追加する記録を記入します。

■記録の訂正の場合は訂正12を囲み、訂正前（上段）欄と訂正後（下段）欄の両方に記録を記入します。

■記録の削除の場合は削除13を囲み、訂正前（上段）欄に削除する記録を記入します。

厚年基金

厚年基金

中途脱退者脱退一時金相当額・算定基礎期間訂正届記入の注意点

◆中途脱退者脱退一時金相当額･算定基礎期間訂正届（様式第6号の2）

様式第6号の2

中途脱退者脱退一時金相当額・算定基礎期間訂正届

基金番号	0	0	X	X	件数	0	0	1

加入員番号	CD	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日
0 0 0 0 0 1 1 0 4 X		7 7 7 7 1 2 3 4 5 X	レンゴウカイ イチロウ	男 01	明 1 大 3

脱退一時金相当額の追加・訂正・取消　及び　算定基礎期間の追加・訂

（該当する項目を○で囲み、金額・月数を記入）

	追加（31）		期間（月数）	訂正（32）		期間（月数）	取消
訂正前	無	0 円	0ヶ月	有	300,000 円	102 ヶ月	有
訂正後	有	円	ヶ月	有	400,000 円	102 ヶ月	無
脱退一時金相当額の申出年月	追加申出年月			申出年月	2 6 0 4		申出年月
支給義務の申出年月	申出年月			申出年月	2 6 0 4		申出年月

脱退一時金相当額または算定基礎期間一方のみ変更の場合であっても、もう一方の項目も同額、同期間で記入します。

上段：脱退一時金相当額の移換申出年月を記入します。

下段：支給義務（基本部分）の移転申出年月を記入します。

※平成26年4月以降に脱退一時金相当額のみの移換申出をした者については、上段、下段とも同じ年月を記入します。

平成　XX　年　10　月　5　日

企業年金連合会理事長　殿

○○○　厚生年金基金

理事長　印

標準報酬額分割改定対象者訂正届記入の注意点

◆標準報酬額分割改定対象者訂正届(様式第6号の3)

様式第６号の３

標準報酬額分割改定対象者訂正届

基金番号	1	2	3	x	件数			1

上段の基本項目の太線の中は変更の有無にかかわらずすべて記入してください。

	①加入員番号	②基礎年金番号	③氏　名（カナ）	④氏　名（漢字）	⑤性別	⑥生年月日	移転申出年月
訂正前	0 0 0 0 0 1 2 3 4 5	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9	キキン　タロウ		(男 01) 女 02	明1 大3 (昭5) 平7　3 5 1 0 2 0	2 2 0 7
訂正後					男 01 女 02	明1 大3 昭5 平7	⑮訂正後基本年金額 150,000 円

	⑪ ⑫ ⑬ 資格記録の追加・訂正・削除					⑪ ⑫ ⑬ 資格記録の追加・訂正・削除					(船)	⑦一時金 有 無	⑭養育特例 該当 有 無
訂正前	追加11	(年月日)	(種別)	(異動原因)	(標準報酬月額)(標準賞与額) / (報酬標準給与月額)(賞与標準給与額)	追加11	(年月日)	(種別)	(異動原因)	(標準報酬 (標準賞		有 1 無 2	有 1 無
訂正後	訂正12 削除13	(年月日)	(種別)	(異動原因)	(標準報酬月額)(標準賞与額) / (報酬標準給与月額)(賞与標準給与額)	訂正12 削除13	(年月日)	(種別)	(異動原因)	(標準報酬 (標準賞	22 (船) 該当者 23 (船)(共) 非該当者	有 1 無 2	有 1 無

分割区分		(婚姻年月日)	(離婚年月日)	(改定請求年月日)	(改定割合)
離婚分割	(新規A1) 追加A2	05.10.07	22.01.05	22.03.10	03598766
		改定対象期間又は特定期間 ～	改定対象期間又は特定期間 ～	改定対象期間又は特定期間 ～	改定対象期間又は特定期間 ～

分割区分		(婚姻年月日)	(離婚年月日)	(改定請求年月日)	(改定割合)
3号分割	(新規A1) 追加A2	05.10.07	22.01.05	22.03.10	00000000
		改定対象期間又は特定期間 20.04.01 ～ 21.10.20	改定対象期間又は特定期間 ～	改定対象期間又は特定期間 ～	改定対象期間又は特定期間 ～

分割区分		(婚姻年月日)	(離婚年	(改定請求年月日)	(改定割合)
離婚・3号	取消A3				

平成　22　年　6　月　5　日

厚生年金基金

企業年金連合会理事長　殿

理事長　　　印

分割後の年金額を記入してください。

3号分割については、必ず特定期間を記入してください。

厚生年金基金

中途脱退者住所訂正届記入の注意点

◆中途脱退者住所訂正届（様式第6号の4）

様式第6号の4

中 途 脱 退 者 住 所 訂 正 届

基金番号	00YY	件数	2

①加入員番号	CD	②基礎年金番号	③氏名（カナ）	④性別	⑤生年月日		⑥移転申出年月	⑦新住所	
0 0 0 0 0 0 6 2 0 8		3 1 2 2 4 3 2 9 1 7	ﾀｶﾊｼ ﾔｽｵ	(男 01) / 女 02	(昭5) / 平7	5 2 0 8 1 9	2 3 0 4	〒100-0011	千代田区 内幸町 2－2－2 藤ビル５０６
0 0 0 0 0 1 1 6 9 0		4 1 2 2 6 9 5 6 6 9	ｶﾄｳ ﾏﾘ	男 01 / (女 02)	(昭5) / 平7	4 2 0 7 0 8	0 6 0 1	〒105-0011	港区 芝公園 3－3－3 芝ビル６０５
				男 01 / 女 02	昭5 / 平7				
				男 01 / 女 02	昭5 / 平7				
				男 01 / 女 02	昭5 / 平7				
				男 01 / 女 02	昭5 / 平7				
				男 01 / 女 02	昭5 / 平7				
				男 01 / 女 02	昭5 / 平7				
				男 01 / 女 02	昭5 / 平7				
				男 01 / 女 02	昭5 / 平7				

平成23年6月10日

企業年金連合会理事長　殿

○○○

＊ポイント＊

・住所のみ訂正を行う場合に使用していただく様式です。

・基本項目や資格記録と併せて住所を変更する場合は、様式第6号「中途脱退者記録事項訂正届」(P.62)を使用してください。

・「承継通知未到達者一覧表」(P.21参照)にて新住所をお知らせいただいた場合は、こちらの届出は不要です。

厚年基金

記録事項訂正処理結果報告書の見方

◆記録事項訂正処理結果報告書

厚年基金

記録事項訂正処理結果報告書　　2011. 06. 27　　1ページ

基金番号　00YY　　平成23年6月分

加入員番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	移転申出年月	訂正事由	訂正事項 訂正前	訂正事項 訂正後	現価調整	区分
0000011040	1111-153419	井上　直子	女	昭和33. 01. 11	21. 06	加算記録項目取消	134, 400	0	有	K
0000016534	1111-933796	長谷川　真紀	女	昭和55. 09. 06	22. 04	カナ氏名訂正	ﾊｾｶﾞﾜ ﾏｷ	ﾀﾅﾍﾞ ﾏｷ		
						漢字氏名訂正	長谷川　真紀	田辺　真紀		
0003010254	5211-473479	ｻｲﾄｳ　ﾀｶﾌﾐ	男	昭和26. 03. 22	16. 01	基礎年金番号訂正	5211-473479	5211-473478		S
						漢字氏名訂正		斉藤　隆文		S

❖現価調整が発生した場合、
・現価調整欄に「有」と表示
・現価相当額調整通知書に掲載

❖区分　S
・ 日本年金機構との記録の整備
・ 裁定時の記録訂正等

処理件数	3　件	現価調整件数	1　件

「現価調整」欄
A：再加入交付請求または移転移換申出により、既に貴基金に権利義務を移転している者です。なお、「移転申出年月」欄には、再加入交付請求または移転移換申出の処理を行った年月が表示されます。
B：移転取消が行われたことにより、既に貴基金に現価相当額等を返還している者です。なお、「移転申出年月」欄には、移転取消の処理を行った年月が表示されます。
有：資格記録訂正を行った結果、現価の調整が生じた者です。詳細については現価相当額調整通知書を参照してください。
「区分」欄
＊：他の基金の中途脱退者でもある者に、その基金から訂正届が提出された場合に表示されます。
S：日本年金機構の裁定記録等との突合により連合会で訂正を行った場合、もしくは、裁定請求があった際などに本人から住民票・戸籍抄本・年金証書（写）・加入員証（写）等の提出により、連合会で訂正を行った場合に表示されます。
K：脱退一時金相当額の訂正を行った者です。
R：連合会で同一人と判定し、加入員番号または氏名を変更した者です。
「訂正前」欄
＊：中脱申出と同月に養育特例配慮措置の情報提供があった者等です。この者については、必要があれば訂正届により基本年金額及び資格記録の訂正等を行ってください。
その他
資格喪失年月日等を訂正したことにより、脱退一時金相当額の訂正も必要となる場合は、訂正届を提出してください。
離婚分割対象者に対象者情報の新規追加・追加・取消の処理が行われた場合、その者の改定対象期間については記載を省略しています。

企　業　年　金　連　合　会

住所訂正処理結果報告書の見方

◆住所訂正処理結果報告書

住 所 訂 正 処 理 結 果 報 告 書

1 ページ

平成22年6月申出分

基金番号	123X

加入員番号	基礎年金番号	氏　名	性別	生年月日	移転申出年月	訂正後住所	区分
0000011223	0123-456789	ネンキン　ハナコ	女	昭和32.01.07	平成17.09	105-8772　港区　芝公園　2-4-1	
0000022334	1234-567890	キキン　タロウ	男	昭和45.10.01	平成21.05	105-8772　港区　芝公園　2-4-2	

> 様式第6号「中途脱退者記録事項訂正届」や様式第6号の4「中途脱退者住所訂正届」等により、住所の変更があった対象者については、「住所訂正処理結果報告書」を送付します。

処理件数	2　件

「区分」欄の「＊」の符号は、本人等から申出された住所訂正に基づき処理を行ったことを表しています。

上記のとおり処理を行いましたのでご連絡いたします。

企業年金連合会理事長

厚年基金

現価相当額調整通知書の見方

◆現価相当額調整通知書（様式第7号）

厚年基金

様式第７号

現　価　相　当　額　調　整　通　知　書

１ページ

<00YY>　　　　○○○　厚生年金基金理事長　殿

中途脱退者の取消又は記録等の訂正により現価相当額を調整した結果
下記のようになりましたので通知します。

平成23年7月1日

企 業 年 金 連 合 会

理　事　長

記

基金番号	00YY

加入員番号	基礎年金番号	氏　名	種別	現価相当額交付年月	連合会に交付した現価相当額（うち、事務費）	正当な現価相当額（うち、事務費）	調整した現価相当額（うち、調整事務費） 差額	利息等	合計	調整した年金額	調整した政府負担金控除後の額	事由	区分	加入員台帳区分	年金区分
0000011040	1111-153419	イノウエ　ナオコ 井上　直子	6	平成21.07	円 134,400 (4,419)	円 0 (0)	円 129,981	(2.25%) 円 5,805	円 139,105 (3,319)	円 6,803	円	訂正届により	K		
0000027120	2143-320224	オオキ　スミエ 大木　澄恵	6	平成23.05	850,102	0	850,102	0	850,102	86,000	86,000	取消届により		有	
					138,400 (4,506)	0 (0)	133,894	0	137,300 (3,406)	7,157		取消届により	K		

性別＼項目	件数	年金額(円)	政府負担金控除後の額（円）	現価相当額等(円)（うち、調整事務費(円)）
男　子	基本 0 通基 0	0 0 0	0 0	0 0 (0) 0 (0)
女　子	基本 1 通基 2	86,000 13,960 99,960	86,000 0 86,000	850,102 276,405 (6,725) 1,126,507 (6,725)
合　計	基本 1 通基 2	86,000 13,960 99,960	86,000 0 86,000	850,102 276,405 (6,725) 1,126,507 (6,725)

マイナス：基金　⇒　連合会へ追加納付
プラス：連合会　⇒　基金へ返還

再加入者交付請求にかかる事務の流れ

平成17年9月30日までに中途脱退者が再び元の厚生年金基金に加入した場合は、再加入者交付請求書を提出します。

※連合会で年金受給者となっている方について、再加入者交付請求に基づき記録をお返しすると、既にお支払いしている年金額をご本人から返納いただくこととなります。
「再加入者交付請求書」を提出する時点で、該当者の方が年金支給開始年齢に到達している場合はご注意ください。

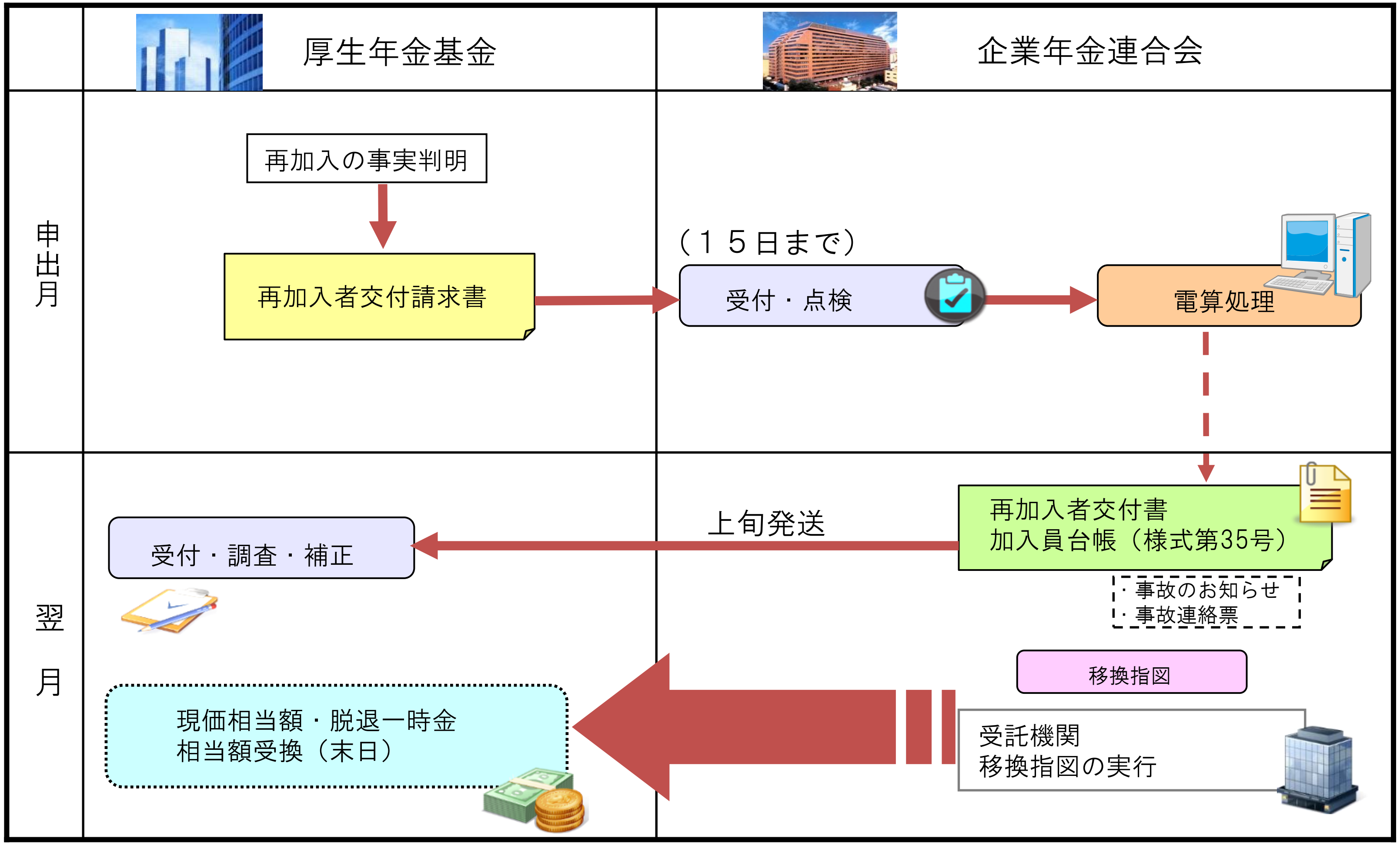

厚生年金基金再加入者老齢年金給付現価相当額交付請求書記入例および交付書の見方

◆厚生年金基金再加入者老齢年金給付現価相当額交付請求書および交付書

厚年金基金

厚生年金基金再加入者老齢年金給付現価相当額交付請求書

国民年金法等の一部を改正する法律(平成16年法律第104号)による改正前の厚生年金保険法第161条第1項及び第2項の規定により、下記の者に係る老齢年金給付の現価相当額の交付を請求します。

平成　23　年　5　月　10　日

厚生年金基金の名称及び所在地

XX

〇〇〇　　厚生年金基金

理事長氏名　印

企業年金連合会理事長殿

記

基金番号	0	0	0	X	件数	0	0	1

加入員番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	再加入年月日
0000004770	2143261979	イワタ　ヒロユキ	男 01 女 02	明 1 大 3 昭 5 平 7　370506	150710
			男 01 女 02	明 1 大 3 昭 5 平 7	
			男 01 女 02	明 1 大 3 昭 5 平 7	
			男 01 女 02	明 1 大 3 昭 5 平 7	

「厚生年金基金再加入者老齢年金給付現価相当額交付請求書」が正常に処理されると、連合会で処理を行った月の翌月上旬に、「厚生年金基金再加入者老齢年金給付現価相当額交付書」を厚生年金基金あてに送付いたします。連合会はこれに基づいて、交付書が届いた月の末日までに現価相当額等を基金へ交付します。

厚生年金基金再加入者老齢年金給付現価相当額交付書

2011. 05. 23　　1 ページ

〇〇〇
厚生年金基金理事長　殿
〈000X〉

国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号）による改正前の厚生年金保険法第161条第1項及び第2項の規定により、請求のあった下記の者に係る老齢年金給付の現価相当額を本月末日に交付します。なお、この者の加入員台帳を別紙のとおり送付します。

平成23年6月1日

企業年金連合会
理事長

記

基金番号	000X

加入員番号	基礎年金番号	氏名	種別	加入員資格 取得年月日	加入員資格 喪失年月日等	実加入員期間	標準報酬月額と標準賞与額の総額	報酬標準給与月額と賞与標準給与額の総額	年金額	政府負担金控除後の額	現価相当額	再加入年月日	区分	配慮措置区分	過去勤務 算定基礎額	過去勤務 加入員期間	過去勤務 年金額
0000004770	2143-261979	ｲﾜﾀ　ﾋﾛﾕｷ	5	昭和57. 02. 19	昭和57. 03. 28	1 月	126, 000 円	126, 000 円	1, 057 円	1, 057 円	6, 918 円	平成15. 07. 10			円	月	円

項目 / 性別	件数	年金額（円）	政府負担金控除後の額（円）	現価相当額(円)
男	基本 1	1, 057 1, 057	1, 057 1, 057	6, 918 6, 918
女	基本 0	0 0	0 0	0 0
合計	基本 1	1, 057 1, 057	1, 057 1, 057	6, 918 6, 918

（注
1 「区分」欄について
（1）「K」の符号は、脱退一時金相当額の交付の申出がある者について表示されています。この者に係る年金額及び現価相当額等欄は、２段に記載され、上段は、基本加算年金額（見込額）及び脱退一時金相当額が、下段は基本年金額と基本加算年金額の合計及び現価相当額と脱退一時金相当額の合計がそれぞれ記載されています。
（2）「B」の符号は、離婚等により標準報酬額が分割改定された者について表示しています。

2 「配慮措置区分」欄の「H」の符号は、養育特例配慮措置の該当者について表示しています。

連合会から基金への交付額

事故処理について

各種届出が事故となった場合は、調査と訂正をお願いするために**「事故のお知らせ」**および**「事故連絡票」**を申出月の翌月（毎月10日頃）にお送りします。

厚年基金

1.『事故連絡票』の見方

事故箇所に「＊」印を付し、右端に事故コードと事故メッセージを表示してあります。

2.『事故連絡票』が届いたら

（1）「事故連絡票」の内容確認

① 事故コード・事故メッセージを確認してください。

②「事故連絡票」に印字されている「＊」印により、事故箇所を確認してください。

（2）事故箇所に対する調査等を行い、必要に応じて再度申出等をしてください。

事故連絡票

厚生年金基金番号	0000	厚生年金基金加入員番号	0000030110	加入員氏名	1	ﾚﾝｺﾞｳ ﾊﾅｺ 連合　花子	
性別	02	生年月日	7.02.05.14	基礎年金番号	＊ 0002-000000	申出年月	22.04
住所	2	105-0011 港区　芝公園　２－４－１					

	年	月	日	種別等の区分	異動原因	報酬賞与	給与賞与
1	21	04	01	6	1	0160	0160
2	21	08	10	6	S	0020	0020
3	21	09	01	6	4		

＊＊　中　脱　＊＊

整理番号　1000000-01

処理年月日　7.22.04.15

事故コード 1103

＊の項目は有り得ないコードです。

＊＊＊　事故のお知らせ　＊＊＊　7.22.05.01　1　ページ

企業年金連合会
年金サービスセンター　年金記録課

詳細は、別添の事故連絡票を参照してください。

基金番号	0000	件数	中脱	再加入	取消	訂正
			1 件	0 件	0 件	0 件

種類	加入員番号
中脱	0000030110

（注）　再度提出する必要があるものは、速やかに申出してください。

事故事例（基本項目相違に関する事故）

厚年基金

事故連絡票

	厚生年金基金番号	0000	厚生年金基金加入員番号	0000030410	加入員氏名											
性別	02	生年月日	5.26.04.10	基礎年金番号	*	2113-000000	申出年月	54.04								

02　基礎年金番号訂正　2113-000000　2160-123456

＊＊　訂　正　＊＊

整理番号　1000000-01

処理年月日　7.22.04.12

事故コード　1403

＊の項目がマスタと不一致です。

事故連絡票

中　脱	厚生年金基金番号	0000	厚生年金基金加入員番号	0000030410	加入員氏名	1	ｷｷﾝ ｻﾁｺ 基金　幸子		
性別	02	生年月日	5.26.04.10	基礎年金番号	2160-123456	申出年月	54.04		
住所	2	105-0011 港区　芝公園　２－４－１							

	年	月	日	種別等の区分	異動原因	報酬賞与	給与賞与	年	月	日	種別等の区分	異動原因	報酬賞与	給与賞与	年	月	日	種別等の区分	異動原因	報酬賞与	給与賞与
1	51	01	06	6	1	0104	0104														
2	51	08	01	6	3	0118	0118														
3	52	10	01	6	3	0126	0126														
4	53	10	01	6	3	0142	0142														
5	54	01	31	6	4																

婚姻年月日	離婚年月日	改定請求年月日	改定請求取消年月日	改定割合	分割区分
改定対象年月日（自）（至）					
改定対象年月日（自）（至）					
改定対象年月日（自）（至）					

一時金給付	2	給付変更	2	特殊過去勤務	000	000000	年金分割
配慮措置	0	基本年金額	37,300	算定基礎期間	000		解散みなし年月日

＊＊　マスタ　＊＊

整理番号　1000000-01

処理年月日　7.22.04.12

説　　明：届出の内容とマスタに相違があるため、事故になりました。

処理方法：＊の項目を確認し、届出の記入に誤りがある場合は、内容を修正して再度提出してください。
マスタの基本項目に誤りがある場合は、マスタに対して訂正届を提出してください。
この事例では、訂正届の訂正前の基礎年金番号と、マスタの基礎年金番号に相違があったために処理できませんでしたが、既に訂正後の基礎年金番号で管理されているため、再度訂正届を提出する必要はありません。

中途脱退者の移換申出時の住所について

現住所が不明の場合、将来年金の未請求者につながるおそれがありますので、確実に年金をお支払いするためにも、中脱申出の際には必ず加入員台帳に現住所（資格喪失後の住所を把握している場合は当該住所）を記入してお申出くださいますようお願い申し上げます。

【現住所が不明な場合の対応】

厚年基金

①事業所に住所を確認する

②喪失届に住所の記載が無いか確認する

③「住所照会*」を利用する
（*受付窓口：年金記録課　記録提供係）

①～③の方法でも住所が不明な場合は、年金記録課年金記録係へご相談ください。

連合会が給付を行う年金の種類

厚生年金基金からの移転･移換申出を受けて、連合会が給付を行う主な年金の種類は、基本年金、基本加算年金、通算企業年金です。
（解散基金分の給付は除いています。）

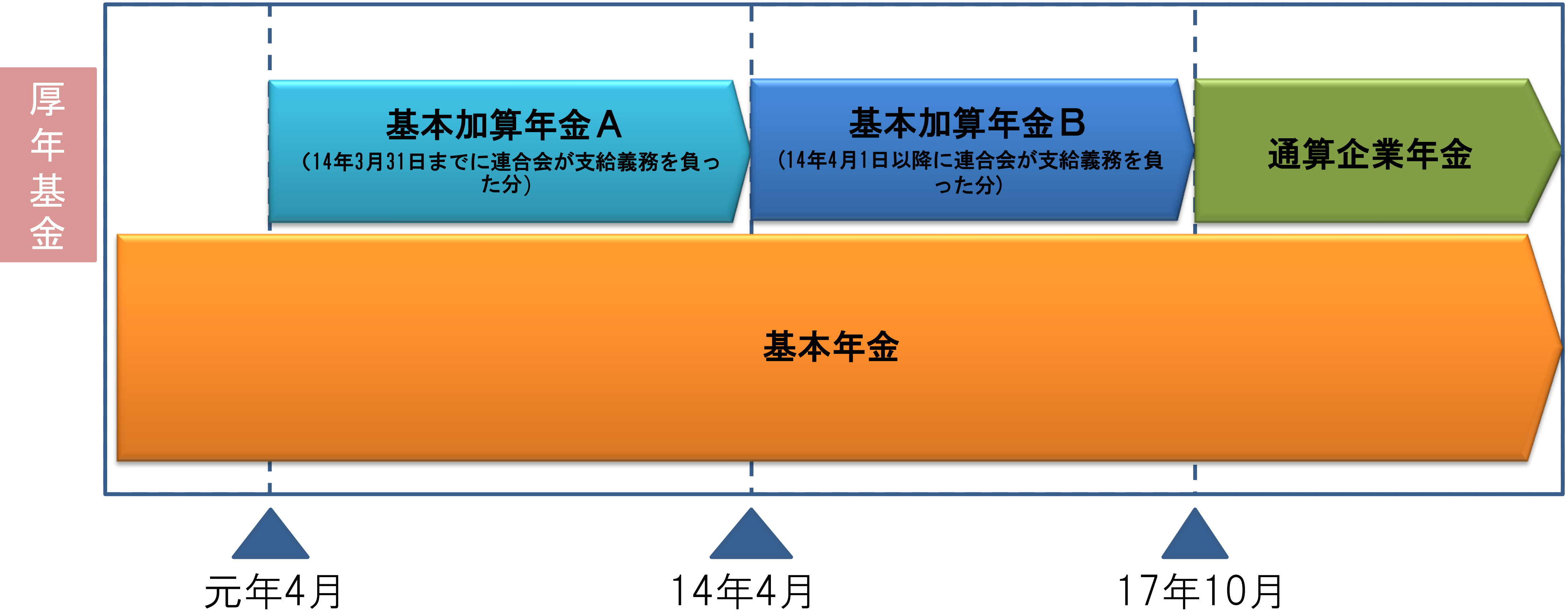

年金の種類ごとの支給開始のタイミング

本来の支給開始年齢より前に、年金を請求できる時期は、年金の種類によって異なります。

厚年基金

年金の種類	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	契機等
基本年金						国の年金を繰上げ請求した場合、連動して受給権発生。 （連合会に対しても請求が必要）
基本加算年金A						60歳の時点で、本人からの請求により支払開始。 ※国の年金の支給状況に係らず
						国の年金を繰上げ請求した場合、連動して受給権発生。 （連合会に対しても請求が必要）
基本加算年金B						国の年金を繰上げ請求した場合、連動して受給権発生。 （連合会に対しても請求が必要）
通算企業年金						本人からの請求により、繰上げ請求が可能。 ※国の年金の支給状況に係らず

ご不明な点やご質問等がございましたら、下記の連絡先までご連絡ください。

〒105-0011
東京都港区芝公園2-4-1　芝パークビルB館10階

企業年金連合会
　年金サービスセンター　年金記録課　年金記録係
　電話:03-5401-8732
　ホームページ　http://www.pfa.or.jp/